

令和7(2025)年度

履 修 の 手 引



徳島大学生物資源産業学部

は じ め に

この「履修の手引」は、生物資源産業学部に入學されたみなさんがこれから4年間で学習する勉學に関するほとんどすべての情報を記載したマニュアルです。

この中には、

1. 生物資源産業学部での教育の理念・目標
2. 各コースの教育目的・内容と履修案内
3. 学生生活上必要となる諸手続や連絡事項
4. 人権・教育相談のための体制
5. 生物資源産業学部規則・生物資源産業学部学友会会則

などの事項について詳しい説明があります。不明な点がある時は、その都度、必要な項目を参照すると良いでしょう。

大学は「心おきなく遊べる楽園」ではありません。みなさんはこの4年間で、豊かな人格と教養を身につけ、生物資源産業学の基礎知識による分析力や専門の基礎知識による問題解決力・表現力を養い、さらに社会の変化に柔軟に対応できる自律的応用力と創造力の育成に努めなければなりません。これからのグローバルな社会環境の中で、実践的な行動力をもって地域社会や国際社会に貢献できるみなさんを社会は期待しているのです。在学中に各自高い付加価値を付け、21世紀社会を個性豊かに生きようではありませんか。

目次

第1章 教育と学習案内	1
1 生物資源産業学部教育理念と学修目標、ディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシー	3
1) 教育理念	3
2) 学修目標	3
3) ディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシー	3
2 生物資源産業学部の履修方法	9
1) 履修方法について	9
2) 履修手続き、試験及び成績評価基準等について	11
3) コース制について	15
4) 進級について	16
5) 卒業について	16
6) その他	17
3 資格について	21
1) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員	21
2) 上級バイオ技術者（受験資格）	23
3) 甲種危険物取扱者試験（受験資格）	23
4 生物資源産業学部のコース等について	24
1) 応用生命コース	24
2) 食料科学コース	28
3) 生物生産システムコース	32
4) カリキュラムマップ	36
第2章 学生への連絡及び諸手続き	37
1 諸手続きについて	39
2 学生への通知・連絡方法	40
1) 学生証	40
2) 各種証明書の発行	40
3) 休学、復学、退学等の手続き	42
4) 転学部	43
5) 試験における不正行為に対する措置	43
6) 成績評価等に関する申し立て	43
7) 授業料納付、高等教育の修学支援新制度及び奨学金制度	43
8) 学生教育研究災害傷害保険	44
9) 学生金庫	44

10) 住所・連絡先の変更について	44
11) 講義室の使用について	44
12) 気象警報が徳島県徳島市に発表された場合の授業の休講	44
13) 健康管理	44
14) インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症と診断された場合の対応について	45
15) 交通事故の防止	45
16) その他	45

第3章 学生の人権・教育相談等のための体制 47

1 ハラスメントに関する注意	49
1) ハラスメントを防止するための基本的な心構え	49
2) ハラスメントに相当する行為	49
3) ハラスメントの事例	49
4) ハラスメント問題への対処	50
2 生物資源産業学部における相談体制	50
3 キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制	50

第4章 規則 51

1) 徳島大学学則	53
2) 徳島大学生物資源産業学部規則	59
3) 徳島大学生物資源産業学部履修細則	62
4) 徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規	63
5) 徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する申合せ	63
6) 徳島大学生物資源産業学部学生その他学部の授業科目履修に関する実施細則	64
7) 徳島大学生物資源産業学部における留学に関する申合せ	64
8) 徳島大学生物資源産業学部における授業回数及び補講方法について	65
9) 専門教育科目の追試験・再試験に関する申合せ	65
10) 専門教育科目の定期試験等の成績通知に関する申合せ	66
11) 専門教育科目の成績評価等に疑義がある場合の申立てに関する申合せ	66
12) 生物資源産業学部における担任制に関する申合せ	67
13) 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等に関する申合せ	67
14) 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ	68
15) 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	68
16) 徳島大学生物資源産業学部学友会会則	69

付 録 71

生物資源産業学部教員の一覧	73
常三島地区講義室配置図	74

規則等、内容に変更があった場合には、以下URL（履修の手引掲載ページ）にてお知らせします。

<https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/campus-life/syllabus/#s2>



第1章

教育と学習案内

1 生物資源産業学部 of 教育理念と学修目標、ディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシー

1) 教育理念

生物資源産業学部は、「1次産業、食料、生命科学に関する幅広い知識と、生物資源の製品化、産業化に応用できる知識と技術を有し、国際的視野に立って、生物資源を活用した新たな産業の創出に貢献できる人材を育成する」ことを基本理念とし、農学、工学、医学、栄養学及び薬学を融合させた生物資源の高度利用技術の開発並びに高機能・高付加価値農林水産物の開発、応用及び実用化に関する理論と実践を一体化した実学的教育を行い、生物資源の生産と応用に加えて、産業化について専門的な知識と技術を有し、1次産業から製品開発販売に貢献できる人材の養成を目指す。そのため、教育研究の中心的分野として、応用生命工学、食料科学、生物生産システム学の3つの専門技術分野を設け、これら3学問分野の教育組織として応用生命コース、食料科学コース、生物生産システムコースの3コースが設置されている。

2) 学修目標

- (A) 豊かな人格と教養、倫理観を持った人材の育成
- (B) 国際コミュニケーション能力と国際的視野を持った人材の育成
- (C) バイオテクノロジーによる課題解決力を持った人材の育成
- (D) 生命科学を理解し、起業マインドを持った人材の育成

3) ディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシー

生物資源産業学部

徳島大学生物資源産業学部における学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	徳島大学生物資源産業学部における教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー) ー教育課程の編成・実施・成績評価の方針ー
次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。 1. 知識・理解 幅広い教養と倫理観、国際感覚を身につけ、豊かな人間性を有する。 2. 汎用的技能 生物資源の生産・利用に関わる生命現象を総合的に理解し、その研究手法を体系的に修得し、応用できる。 3. 態度・志向性 生物資源産業に関する商業的基盤を理解し、グローバルな視点から地域社会の課題を考える事ができる。 4. 統合的な学習経験と創造的思考力 生命工学、食料科学、生物資源生産に関する専門知識を有し、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	生物資源産業学部では、教育目標を達成するため、以下の特色あるカリキュラムを編成している。 1. 生物資源を活用した新たな産業の創出に貢献できる人材を育成するために、必要な専門教育を重視し、生物資源による新たな産業の創出に必要な基礎知識を修得する。 2. 生物資源の生産、加工・応用、製品化を総合的に理解するために必要な基礎教育を重視し、全学年を通じて行われる学科共通科目と実習・演習科目を必修化する。 3. 生物資源の生産から加工、機能性製品・食品の開発、医薬品・エネルギーの開発に関する先端技術、製品開発・販売に関する最新技術を学修することを重視し、バイオサイエンス、フードサイエンス、アグリサイエンスに関する専門教育を行う。 4. 生物資源の持続的活用や、食料生産、食品製造、創薬、機能性製品、エネルギー生産に関して安全性の担保を重視し、農学・工学・栄養学・薬学および医学分野を融合させ、安全性や環境に配慮した先端技術による生物資源の生産・応用に関する教育を行う。 5. 新産業創出のマインドを身につける科目、専門職としての倫理教育、産業体験や経済・商品企画開発に関する教育を学科共通科目として組み込み、現場での実践力を養う教育を行う。 6. 生物資源の生産管理や分析には、情報処理やデータ解析の知識が不可欠であるため、教養教育科目で情報科学を、学科共通科目で情報処理能力を修得する科目を組み込む。 7. 国際的発信力を身につけるため、学部における専門英語を必修化し、英語運用能力と国際感覚を高めるための実践的教育を行う。

生物資源産業学部 生物資源産業学科 応用生命コース 【学士（生物資源産業学）】

徳島大学生物資源産業学部における学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	徳島大学生物資源産業学部における教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー) ー教育課程の編成・実施・成績評価の方針ー
次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。 1. 知識・理解 生命科学・生物工学分野の基礎知識と、多様な生命現象やバイオテクノロジーに関する専門知識を修得している。 2. 汎用的技能 多様な生物資源の特性を、高度な生物工学技術により応用し、地域社会や国際社会に貢献することができる論理的思考と技能を有している。 3. 態度・志向性 生物工学に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、バイオテクノロジーによる地域社会、国際社会の課題解決を志向する。 4. 統合的な学習経験と創造的思考力 生命科学・生物工学に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	応用生命コースでは、生物資源の医薬からエネルギーに至るバイオテクノロジーの開発応用に関する高い研究能力や専門知識を身につけ、新たな産業創出に貢献する技術者、起業家を育成することを旨とし、以下のようなカリキュラムを編成している。 1. 1・2年次を中心に、教養教育科目や学科共通科目を配置して、生物資源に関する幅広い視野と豊かな人間性、バイオテクノロジーについての高い倫理観を修得させる。また、持続可能な社会作りの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。 2. 2年次以降にはコース専門科目、実習、演習を配置し、生物資源やバイオテクノロジーに関する幅広い知識を修得させることにより、生物資源を利用したバイオ医薬品、エネルギー、有用資源の開発応用、産業化に関する専門知識と技能を身につけさせる。さらに4年次には卒業研究を通じて、論理的思考能力や情報発信能力を修得させる。 3. 人間と自然が共存する豊かな社会の中で、生物資源を活用した新たな産業の創出に貢献できる人材を育成するため、ヘルスサイエンスに加えて、フードサイエンス、アグリサイエンスに関する専門科目および、経済・経営関連科目などを通じて専門基礎と産業の創出に必要なビジネスマインドを修得させる。

【学修成果の到達目標】	【学修内容・学修方法及び学修成果の評価方法】
1. 知識・理解 生命科学・生物工学分野の基礎知識と、多様な生命現象やバイオテクノロジーに関する専門知識を修得している。	【学修内容】 専門教育科目の講義を通じて、生物物理化学、有機化学、生化学、微生物学、バイオマスに関する専門知識を身につける学修を実施する。 【学修方法】 複数教員によるオムニバス形式やアクティブラーニングを取り入れた教育を行う。 【学修成果の評価方法】 試験、レポート、プレゼンテーション等によって到達度を客観的に評価する。
2. 汎用的技能 多様な生物資源の特性を、高度な生物工学技術により応用し、地域社会や国際社会に貢献することができる論理的思考と技能を有している。	【学修内容】 演習や実習を通じて、生物資源を利用した医薬品、エネルギー、有用資源等の開発、応用、産業化に関する専門知識や技術を身につける学修を実施するとともに、卒業研究により論理的思考を修得する学修を実施する。 【学修方法】 講義により習得した専門領域の内容を基盤とした演習や実習等を行うことで、理解度と実践力を飛躍的に高める指導を行う。少人数指導形式やアクティブラーニングを取り入れた教育を行う。 【学修成果の評価方法】 試験、レポート、プレゼンテーション等によって到達度を客観的に評価する。卒業研究は、卒業論文と卒業研究発表会における審査によって評価する。 語学力については、教育課程に含まれる語学科目以外に課外科目及び語学検定試験（TOEIC、TOEFL等）を取り入れた語学マイレージプログラムによる総合評価を行う。

3. 態度・志向性 生物工学に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、バイオテクノロジーによる地域社会、国際社会の課題解決を志向する。	【学修内容】 教養教育科目や学科共通科目を通じて、豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を身につける学修を実施する。 【学修方法】 教養教育科目の自由な選択による幅広い教養の修得と、複数教員によるオムニバス形式やアクティブラーニングを取り入れた教育を行う。 【学修成果の評価方法】 試験、レポート、プレゼンテーション等によって到達度を客観的に評価する。
4. 統合的な学習経験と創造的思考力 生命科学・生物工学に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	【学修内容】 コース専門科目、経済・経営関連科目、実習科目、卒業研究を通じて、科学技術や産業の創出に必要な専門知識、技術、ビジネスマインドを身につける学修を実施する。 【学修方法】 講義や実習において、少人数指導形式やアクティブラーニングを取り入れた実践的教育を実施する。また、指導教員により卒業論文の作成を通して指導を行う。 【学修成果の評価方法】 試験、レポート、プレゼンテーション等によって到達度を客観的に評価する。卒業研究は、卒業論文と卒業研究発表会における審査によって評価する。

生物資源産業学部 生物資源産業学科 食料科学コース 【学士（生物資源産業学）】

徳島大学生物資源産業学部における学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	徳島大学生物資源産業学部における教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー) ー教育課程の編成・実施・成績評価の方針ー
次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。 1. 知識・理解 生命科学、食品科学の基礎知識と、多様な食資源や食品加工、食の安全・安心、産業化に関する総合的な専門知識を修得している。 2. 汎用的技能 多様な食資源の応用や新たな食資源の開発を行うことが可能な論理的思考と技能を有している。 3. 態度・志向性 食品開発・生産に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、食産業による地域社会、国際社会の課題解決を志向する。 4. 統合的な学習経験と創造的思考力 食料科学に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、新たな食品産業の創出に貢献できる。	食料科学コースでは、安心安全な食品供給を可能にするための生物資源の加工、食品中の機能成分の役割、有害物質の作用等に関する高い研究能力や専門知識を身につけ、食品分野で新たな産業創出に貢献する技術者、起業家を育成することを目指し、以下のようなカリキュラムを編成している。 1. 1・2年次を中心に、教養教育科目や学科共通科目を配置して、生物資源に関する幅広い視野と豊かな人間性、バイオテクノロジーについての高い倫理観を修得させる。 2. 2年次以降にはコース専門科目、実習・演習を配置し、フードサイエンス分野の基礎知識や実験技術を習得させる。卒業研究を通じて、論理的思考能力や情報発信能力を養う。 3. フードサイエンス分野だけでなく、ヘルスサイエンス、アグリサイエンスに関する専門科目や経済・経営関連科目の履修を通じて、生物資源を活用した新たな産業の創出に必要なビジネスマインドを身に付けさせる。

【学修成果の到達目標】	【学修内容・学修方法及び学修成果の評価方法】
1. 知識・理解 生命科学、食品科学の基礎知識と、多様な食資源や食品加工、食の安全・安心、産業化に関する総合的な専門知識を修得している。	【学修内容】 食品系、食安全系、栄養系、生命科学系科目の履修により、食料科学に関する専門的知識を総合的に修得する学修を実施する。 【学修方法】 アクティブラーニングを取り入れた教育を実施する。 【学修成果の評価方法】 試験等によって到達度を客観的に評価する。
2. 汎用的技能 多様な食資源の応用や新たな食資源の開発を行うことが可能な論理的思考と技能を有している。	【学修内容】 実習・演習の履修を通じて、食資源の応用・開発に必要な実験技術を身に付けるとともに、卒業研究により論理的思考を修得する学修を実施する。 【学修方法】 講義により習得した専門領域の内容を基盤とした実習を行うことで、理解度と実践力を飛躍的に高める指導を行う。 【学修成果の評価方法】 実習への積極的な参加とレポートなどで客観的に評価する。卒業研究は、卒業論文と卒業研究発表会における審査によって評価する。 語学力については、教育課程に含まれる語学科目以外に課外科目及び語学検定試験（TOEIC、TOEFL等）を取り入れた語学マイレージプログラムによる総合評価を行う。
3. 態度・志向性 食品開発・生産に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、食産業による地域社会、国際社会の課題解決を志向する。	【学修内容】 教養教育科目や学科共通科目を通じて、豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を身につける学修を実施する。知的財産、法規、技術者倫理に関する科目の履修、経済学や商品開発に関する実践的教育により、食産業における課題解決の志向力を修得する学修を実施する。 【学修方法】 教養教育科目の自由な選択による幅広い教養の修得と、複数教員によるオムニバス形式やアクティブラーニングを取り入れた教育を行う。 【学修成果の評価方法】 試験、レポート、プレゼンテーション等によって到達度を客観的に評価する。
4. 統合的な学習経験と創造的思考力 食料科学に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、新たな食品産業の創出に貢献できる。	【学修内容】 学科共通科目、コース専門科目、実習科目、卒業研究の履修により、食品産業の起業化・産業化に対する総合的な視点を養い、分析力、課題解決力を身につける学修を実施する。 【学修方法】 実習、演習、卒業研究では、実践力と思考力を修得させる指導を行う。 【学修成果の評価方法】 試験、レポート、プレゼンテーション等によって到達度を客観的に評価する。卒業研究は、卒業論文と卒業研究発表会における審査によって評価する。

生物資源産業学部 生物資源産業学科 生物生産システムコース 【学士（生物資源産業学）】

徳島大学生物資源産業学部における学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	徳島大学生物資源産業学部における教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー) ー教育課程の編成・実施・成績評価の方針ー
次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。 1. 知識・理解 生命科学・生物生産学分野の基礎知識と、生産性の高い持続的農業関連技術と生物資源保全に関する専門知識を修得している。 2. 汎用的技能 農工商連携、バイオテクノロジーを活用した一次産業によって、地域社会や国際社会に貢献することができる論理的思考と技能を有している。 3. 態度・志向性 食料や医薬となる生物資源の生産に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、六次産業化による地域社会の発展や国際社会への貢献を志向する。 4. 統合的な学習経験と創造的思考力 一次産業、地域経済に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	生物生産システムコースでは、豊かな自然環境を保全しながら、一次製品の質の向上や生産量を増加させる革新的なアグリサイエンスに関する高い研究能力や専門知識を身につけ、一次産業の発展、産業創出に貢献する技術者、起業家、地域リーダーを育成することを目指し、以下のようなカリキュラムを編成している。 1. 1・2年次を中心に、教養教育科目や学科共通科目を配置して、生物資源に関する幅広い視野と豊かな人間性、バイオテクノロジーについての高い倫理観、イノベーションや商品を生み出す進取の気風を身につけさせる。 2. 2年次以降にはコース専門科目、実習・演習を配置し、一次産業の技術革新、新たな生物資源の利用、産業化に関する専門知識と技能とビジネスマインドを修得させる。さらに4年次には卒業研究を通じて、論理的思考能力や情報発信能力を身につけさせる。 3. アグリサイエンス分野に加えて、ヘルスサイエンス分野やフードサイエンス分野に関する専門科目を通じて、産業の創出に必要な専門知識と技能を修得させる。

【学修成果の到達目標】	【学修内容・学修方法及び学修成果の評価方法】
1. 知識・理解 生命科学・生物生産学分野の基礎知識と、生産性の高い持続的農業関連技術と生物資源保全に関する専門知識を修得している。	【学修内容】 生命科学及び生物生産学分野における専門入門科目において幅広く学ぶと同時に、多様な生物種を用いた生物資源の利活用と保全についての領域に触れる学修を実施する。 【学修方法】 複数の専門入門科目への参加を指導する。アクティブラーニングを取り入れた教育を実施する。 【学修成果の評価方法】 試験等により到達度を客観的に評価する。
2. 汎用的技能 農工商連携、バイオテクノロジーを活用した一次産業によって、地域社会や国際社会に貢献することができる論理的思考と技能を有している。	【学修内容】 従来の方法に加えて新しい生物資源の生産及び利活用について学修した内容を、地域社会や国際社会が抱える問題と適切に関連づけ、問題解決や改善を考える思考能力を養う学修を実施する。 【学修方法】 講義及び演習/実習等の専門教育科目における指導を実施する。科目により少人数グループによる指導を行う。 【学修成果の評価方法】 試験等により到達度を客観的に評価する。 語学力については、教育課程に含まれる語学科目以外に課外科目及び語学検定試験（TOEIC、TOEFL等）を取り入れた語学マイレージプログラムによる総合評価を行う。

3. 態度・志向性 食料や医薬となる生物資源の生産に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、六次産業化による地域社会の発展や国際社会への貢献を志向する。	【学修内容】 教養教育科目や学科共通科目を通じて、豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を身につける学修を実施する。 【学修方法】 教養教育科目の自由な選択による幅広い教養の修得と、複数教員によるオムニバス形式やアクティブラーニングを取り入れた教育を行う。 【学修成果の評価方法】 試験等により到達度を客観的に評価する。
4. 統合的な学習経験と創造的思考力 一次産業、地域経済に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に関わり、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	【学修内容】 生物資源の活用や保全における知識や理解を発展させ、地域社会や国際社会の課題解決に導くための調査、分析、考察及び表現する力を養う学修を実施する。 【学修方法】 講義及び演習／実習等の専門教育科目における指導を実施する。科目により少人数グループによる指導を行う。卒業論文の作成を通して指導を実施する。 【学修成果の評価方法】 試験等により到達度を客観的に評価する。卒業研究は、卒業論文と卒業研究発表会における審査によって評価する。

2 生物資源産業学部履修方法

1) 履修方法について

授業科目は全学に共通する授業科目である教養教育科目（教養科目群、創成科学科目群、基礎科目群、外国語科目群）と専門教育科目（学科共通科目、コース専門科目、自由選択科目、卒業研究）により編成されている。教育課程表に示す授業科目は、4年間で開講される教育科目である。

各年次に実施される授業科目、単位数及び週授業時間数は教育課程表に示す。担当教員の都合等により、実施時期について若干の変更が生じることもあるので、各学年の初めに発表される時間割に注意すること。

授業時間数と単位の関係は、徳島大学学則第30条及び徳島大学生物資源産業学部規則第11条の規定に基づき下表のように定められている。十分な予習及び復習をしたうえで授業を受けることが、授業の理解と単位の修得のために必要となる。

単位の定義		大学設置基準に準拠（学則第30条、生物資源産業学部規則第11条）	
科 目	1単位の時間	内 容	
講義科目	45時間	(予習1時間 + 授業1時間 + 復習1時間) × 15回	
演習科目	45時間	(予習・復習1時間 + 授業2時間) × 15回	
実験・実習科目	45時間	(授業3時間) × 15回	
卒業研究・卒業論文		学修の成果を評価して定める	

本学部を卒業するためには、大学に4年以上在学し、教養教育科目と専門教育科目を、コースごとに指定された単位数以上修得し、合計125単位以上を修得するとともに、語学マイレージ・プログラム（詳細は以下(3)のとおり）において、ブロンズクラス以上（700ポイント以上）のマイレージレベルを有していなければならない。

(1) 教養教育科目

教養教育科目は、所要の単位数（表1参照）以上を修得しなければならない。講義概要及び履修方法の詳細については、別途発行の「教養教育履修の手引」を参照すると同時に、各コースの教育課程表の欄外の指定に従うこと。

(2) 専門教育科目

専門教育科目については、コースごとに所要の単位数（表1参照）以上を、それぞれ修得しなければならない。履修方法その他の詳細については各コースの教育課程表の欄外の指定に従うこと。

表1 教養教育科目及び専門教育科目の所要単位数

科目等 コース	教 養 教 育 科 目																専門教育科目			合			
	教養科目群					創成科学科目群			基礎科目群					外国語科目群				計	必修科目	選択科目	計		
	歴史と文化※	人間と生命※	生活と社会※	自然と技術※	ウェルネス総合演習	グローバル科目	イノベーション科目	地域科学科目	S I H 道場	基礎数学	基礎物理学	基礎化学	基礎化学実験	情報科学	英語	ドイツ語入門	フランス語入門					中国語入門	
応用生命コース	8 (6単位は※を付した4科目のうち3科目から、2単位ずつ修得する)					2	2	2	1	2	2	2	2	2	6	2			33	44	48	92	125
食料科学コース	8 (6単位は※を付した4科目のうち3科目から、2単位ずつ修得する)					2	2	2	1	2	2	2	2	2	6	2			33	42	50	92	125
生 物 生 産 システムコース	8 (6単位は※を付した4科目のうち3科目から、2単位ずつ修得する)					2	2	2	1	2	2	2	2	2	6	2			33	47	45	92	125

(3) 語学マイレージ・プログラム

本学部を卒業するためには、大学に4年以上在学し、生物資源産業学部規則で定める単位を修得するほか、表2に示すマイレージレベルのうちブロンズクラス以上（700ポイント以上）を取得していなければならない。

表2 マイレージレベル

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	1,200以上
ゴールドクラス	1,000～1,199
ブロンズクラス	700～999
フリークエントクラス	500～699
ビジタークラス	500未満

本学部の語学マイレージ・プログラムの対象とする科目等は、表3のとおり。左欄の科目等の成績等により、同表の右欄のマイレージポイントを取得することができ、マイレージポイントの合計によってマイレージレベルがアップする。

教養教育科目では「主題別英語」及び「発信型英語」、専門教育科目では「生物資源産業学基礎英語」、「生物資源産業学専門英語」、「英語論文講読Ⅰ」及び「英語論文講読Ⅱ」が算入され、それぞれの成績（点数）がマイレージポイントとなる。

外国語技能検定では、大学で一斉に実施するTOEIC-IP試験結果の高得点のものを採用する。この試験は1年次及び3年次にそれぞれ1回ずつ実施されるので必ず受験すること。大学で一斉に実施する試験の他、在学中に個人で受験した試験の点数をマイレージポイントに認定することも可能である（ただし、大学で一斉に実施するTOEIC-IP試験も含めて、最も高得点の内容に限り認定する）。

教養教育履修の手引の第4章 語学マイレージ・プログラムについても、確認すること。

なお、教務システムから、現在のマイレージポイントの合計やマイレージレベルを確認することができる。

表3 語学マイレージ・プログラムの対象とする科目等

科目等		マイレージポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	生物資源産業学基礎英語	60～100	
	生物資源産業学専門英語	60～100	
	英語論文講読Ⅰ	60～100	
	英語論文講読Ⅱ	60～100	
外国語技能検定	TOEIC又はTOEIC-IP	10～990	注3
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学等		0～100	
国際連携教育研究センターが実施するプログラムで生物資源産業学部が認定するもの		0～100	注4
高等教育研究センターが実施するプログラムで生物資源産業学部が認定するもの		0～上限なし	注5
生物資源産業学部が認定する海外留学プログラム		0～上限なし	注6
生物資源産業学部等が実施するプログラム		0～上限なし	注7
スーパー英語		0～80	

（注1）主題別英語については、2授業題目を履修することとし、それぞれの授業題目に対して60～100マイレージポイントを付与する。

（注2）評価を2倍とする。

（注3）その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEIC-IPに換算してマイレージポイント化する。

- (注4) 協定校と実施するサマースクール等に参加した学生に、1日につき1マイレージポイントを付与する。
その他本プログラムに参加した学生に、内容等を審議のうえマイレージポイントを付与する。
- (注5) 本プログラムに参加した学生に、内容等を審議のうえ、マイレージポイントを付与する。
- (注6) 留学を許可された学生に、留学プログラムの内容等を審議のうえ、マイレージポイントを付与する。
ただし、他のプログラム等でマイレージポイントが付与される場合を除く。
- (注7) 本プログラムに参加した学生に、内容等を審議のうえ、マイレージポイントを付与する。

2) 履修手続き、試験及び成績評価基準等について

専門教育科目の履修手続き

- (1) 履修科目登録は指定の期間内（時間割表に記載）に、教務システムWEB画面により登録すること。
- (2) 履修科目登録をしていない場合は、単位を修得することはできない。
- (3) 履修科目登録の内容を変更する場合は、履修登録変更期間内（時間割表に記載）にWEB画面により変更すること。

教務システム（WEB）のパスワードについて

履修登録を行う教務システム（WEB）のパスワードには有効期限があります。
授業やレポートで使用する場合がありますので、有効期限を教務システム（WEB）で
確認し、必ず有効期限内にパスワードを変更しておいてください。

他学部等授業科目の履修

- (1) 他学部等授業科目を履修しようとする場合は、教務委員と授業担当教員の承認を得て、所定の「他学部授業科目履修願」を前・後期とも、それぞれ学年暦の授業開始日から1週間以内に生物資源産業学部学務係へ提出すること。（設備その他の理由で実験、実習等については、許可しない。）
- (2) 上記履修願を提出して修得した単位は、4単位まで単位数として認めるが、卒業に必要な単位数には含まれない。
履修の際は、教務委員に事前に確認すること。

上級学年科目の履修について

上級学年対象の科目履修については、編入学生及び休学歴のある学生については、認める場合がある。留年学生は上記の休学歴のある者を除き原則認めない。ただし、これまでの単位の修得状況等を判断して認める場合もある。当該学年の科目履修を優先した上で、各学年の履修登録上限単位数の範囲内で受講すること。

履修にあたっては、事前に所属コースの教務委員（1年生は教務委員長）に相談すること。授業担当教員（非常勤講師が担当する科目は、学部の該当科目担当教員）、所属コースの教務委員（1年生は教務委員長）の双方の承諾を得た科目についてのみ認め、所定の「専門教育科目上級年次科目履修登録（変更）届」を前・後期とも、履修登録変更期間内（時間割表に記載）に生物資源産業学部学務係へ提出すること。

対象科目について、1、2年生は一つ上の学年の専門教育科目とし、集中講義を含む。3年生は上級学年科目の履修を認めないが、早期卒業の要件を満たした学生については以下のとおりである。

（以下、早期卒業を希望する学生にのみ適用）

以下の科目に限り、指定の要件を満たした場合は、上記にかかわらず、履修を認める。本件にかかる履修登録の方法は、該当者がいる場合に限り、通知する。

科目名：英語論文講読Ⅰ、英語論文講読Ⅱ

以下の要件を満たした場合に限り、3年次後期での履修を認める。

- ・早期卒業にかかる予備審査を受け、承認されていること。

※ 早期卒業要件については、後述のとおり。

メディア授業科目について

教室等において対面で行われる授業を「対面授業」、インターネット等を用いて行われる遠隔授業を「メディア授業」と区別しています。

さらに、「対面授業」の回数が総授業回数の半数を超える授業は「対面授業科目」、「メディア授業」の回数が総授業回数の半数を超える授業は「メディア授業科目」と定義しています。

例：対面授業科目・・・全て対面で行われる授業

授業回数15回のうち、8回以上が対面授業である授業

メディア授業科目・・・全てメディア授業（遠隔等）で行われる授業

授業回数15回のうち、8回以上がメディア授業（遠隔等）である授業

大学設置基準第32条第5項で、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、「メディア授業科目」により修得する単位数は60単位を超えないものと定められています。

そのため、卒業要件として修得すべき卒業単位数のうち、卒業要件に算入できる「メディア授業科目（教養教育科目と専門教育科目の計）」の単位数の上限は60単位までとなります。

授業の履修にあたっては、受講しようとする授業が「対面授業科目」であるか「メディア授業科目」であるかを授業概要（シラバス）等で確認し、計画的に履修するようにしてください。

なお、「放送大学」・「e ラーニング科目（知プラe）」により修得する単位もメディア授業科目の単位として取り扱われます。

試験について

(1) 試験

- (a) 授業時間数の3分の2以上出席していなければ、その授業科目の受験資格を与えない。
- (b) 再試験は科目によって行わないこともある。行う場合でも、原則として当該学期内に行う。
- (c) 試験における不正行為を行った者に対しては次の措置を講じる。
 - ・授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む）で不正行為（ほう助を含む）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行う。
 - ・上記の試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させる。

(2) 受験心得

- (a) 受講の許可を得ている科目に限り受験することができる。
- (b) 遅刻した場合は、受験することができない。ただし、遅刻が20分以内で、やむを得ない理由があると監督教員が認めたときは、受験することができる。
- (c) 受験の際は、学生証を携行し、机上の右上隅に置くこと。
- (d) 受験の際は、監督教員の指示に従うこと。
- (e) 不正行為をした者は、徳島大学学則第52条に基づき処分される。

(3) 不正行為について

- (a) 不正行為とは、次のとおりとする。
 - ・カンニング（カンニングペーパー・IT機器・参考書又は他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。また、答えを教えたり、カンニングに協力することも不正行為である。
 - ・使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
 - ・試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。（答えやそのヒントになるものを、監督者の指示する以外の場所においたり、身につけた場合、たとえ見ていなくても不正行為になる。）
 - ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ・他人のレポートを模写して、又はインターネット上のホームページや著書、論文等から他人の意見や図表等を盗用、剽窃して単位認定に係るレポートを作成すること。
 - ・単位認定に係るレポートや小テスト等の代筆を行うこと及び代筆を依頼すること。
 - ・その他、単位認定試験の公平性を損なう行為をすること。
- (b) その他、不正行為と見なされるものとして、次のようなこともある。これも、上記に準じて扱われるので注意すること。
 - ・授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行うことから、授業の出席確認において、代返をすること及び代返を依頼する行為は不正行為と見なして前項の措置を行うことがある。

成績評価の方式及び成績評価基準（学部）について

成績評価は、定期試験や授業への取り組み状況、レポートなどの提出状況、小テストの点数等を考慮して総合評価を行う。100点満点で下記の成績評価基準（学部）により、評価する。なお、成績は教務システムWEB画面により最新のものが確認できる。

成績評価基準（学部）

徳島大学（学部）における、成績評価基準及び成績証明書等に記載する表示（「成績表示」という。）は次のとおりとする。

なお、授業科目毎の成績評価方法、基準等はシラバスに記載する。

可否	成績表示	評価点の範囲	基準
合 格	秀 (Outstanding)	100 ～ 90	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
	優 (Excellent)	89 ～ 80	科目の到達目標を十分に達成している。
	良 (Good)	79 ～ 70	科目の到達目標を達成している。
	可 (Fair)	69 ～ 60	科目の到達目標を最低限達成している。
	認 (Qualified)	認定	単位認定：入学前の既修単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位（卒業要件を満たす単位数となるが、GPAの計算には含めない。）
不合格	不	59以下	科目の到達目標の項目の全てまたはほとんどを達成していない。

※上表の到達目標とは授業科目のシラバスに明記された到達目標を指す。

成績の通知・確認について

- (1) 成績通知の表示内容は、次のとおりである。
 - ・ 60点以上の点数記載の科目……………合格
 - ・ 不……………不合格（再試験可）
 - ・ (不)……………再受講（再試験不可）
 - ・ (欠)……………受験資格なし（再受講）
- (2) すべての学生は、入学時に「個別成績表の送付に係る同意書」を学務係に提出し、成績表の保証人への送付の可否について申し出ることになっている。ただし、成績表の送付を「否」とした場合でも、下記の事項に該当する場合には、保証人に成績表を送付することがある。
 - (a) 単位の修得状況の芳しくない者
 - (b) 進級要件又は卒業要件に満たない者

追試験

負傷・疾病など本人の責に帰しえない理由で定期試験を欠席した者は、追試験を願い出ることができる。

追試験を受験しようとするものは、定期試験実施日から1週間以内に、欠席の理由を証明する書類をそえて、学務係に願い出ることとする。

再試験

定期試験に不合格になり、かつ「再試験」の指示があった場合には、再試験を受けることができる。

Grade Point 評価について

【学部 GPA（従来 GPA）】

本学部では、点数評価をもとに Grade Point (GP) 評価を行っている。GP 評価とは 1 から 5 までの数字を用いた

評価で、計算方式は以下のとおりである。

点数が60点以上の場合 $GP = (\text{点数評価} - 50) / 10$

点数が60点に満たない場合 $GP = 0$

したがって、100点なら $GP = 5.0$ 、80点なら $GP = 3.0$ 、60点なら $GP = 1.0$ となる。

履修登録した科目で単位を取得できなかった場合（不合格や試験の欠席など）、GPは0として計算される。ただし、正規の手続きによる履修取り消し科目は除く。また、成績評価が「認定」の科目は、GPの対象外である。本学部では、履修登録の上限緩和や2年次でのコース配属、研究室配属などでGPAとGPTを参考にする。

GPA (Grade Point Average) = (科目の単位数 × GP) の総和 / 履修登録単位数の合計

GPT (Grade Point Total) = (科目の単位数 × GP) の総和

なお、下記に示す科目はGPAおよびGPTの算出から除外する。

SIH道場、高大接続科目、卒業要件単位対象外科目（自由科目含む）、アントレプレナーシップ演習、産業体験実習

【徳島大学標準GPA】

上記の「学部GPA」の他に、以下の計算方法でGP評価を行う「標準GPA」を用いる場合がある。

点数が90点以上の場合 $GP = 4$

点数が80点～89点の場合 $GP = 3$

点数が70点～79点の場合 $GP = 2$

点数が60点～69点の場合 $GP = 1$

点数が60点に満たない場合 $GP = 0$

GPAおよびGPTの計算方法や、算出除外となる科目は上記の「学部GPA」で示したものと同一である。「標準GPA」は国際的に使用される形で、成績証明書など学外向けの指標としては「標準GPA」を使用する。

この「履修の手引」において、GPA、GPTは、特段の記載がある場合を除き、「学部GPA」の内容を指す。

オフィス・アワー制度について

オフィス・アワー制度は、教員が特定の曜日の特定の時間を学生と接触できるようにし、授業中に生じた疑問などを解決する相談制度であり、加えて生活上の困ったことなど気軽に相談する制度である。この制度を活用して学生生活をより充実したものにしてほしい。実施日程及び詳細は「学生用教務システム（WEB）」または掲示板を確認すること。また、生物資源産業学部の教員のオフィスアワーの詳細は生物資源産業学部HPにも掲載している。

放送大学との単位互換について

放送大学の授業科目を履修し単位認定を希望する場合は、特別聴講学生として履修する必要がある。本学から放送大学へ一括して申請するので、履修に際しては、事前に生物資源産業学部学務係または教育支援課教養教育係で相談すること。

(1) 教養教育科目

放送大学の授業科目を、8単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。（※放送大学と大学間の単位互換協定に基づくeラーニング科目の修得単位を合わせて8単位までを限度とする。）

(2) 専門教育科目

放送大学の授業科目との単位互換はできない。

外国語技能検定試験や留学による単位の認定

外国語技能検定試験（TOEIC等）の成績や、下記大学に留学した場合は所定の条件のもと教養教育科目として単位が認定される場合がある。詳細は別途発行の「教養教育履修の手引」を参照のこと。

外国語	指定研修先
英語	南イリノイ州立大学カーボンデール校、オークランド大学、モナシュ大学
中国語	復旦大学、武漢大学、吉林大学、南京大学、開南大学、淡江大学
フランス語	グルノーブル第三大学、ボルドー第三大学

大学間の単位互換協定に基づく単位互換について

大学間の単位互換協定に基づくeラーニング科目を履修し単位認定を希望する場合は、特別聴講学生として履修する必要がある。開講科目・履修手続き等は、掲示板で確認のこと。履修に際しては、一括して申請するので、生物資源産業学部学務係または教育支援課教務・情報係で相談すること。

なお、卒業に必要な単位に含めることができる教養教育科目の単位数は、放送大学での修得単位を合わせて8単位までを限度とする。

履修科目数上限制（CAP制）・学年制について

(1) 履修科目数上限制について

予習、復習も含めた学修時間の確保と教育の質保証のため、各学期で履修登録可能な単位数の上限を24単位とする。ただし、編入学生及び前年度のGPAが3.0以上の学生については、当該年度の履修登録可能単位数の上限を半期28単位、年間56単位とする。なお、下記に示す科目は履修登録の上限から除外する。

SIH道場、高大接続科目、集中講義（長期休業中に行うもの）、
卒業要件単位対象外科目、認定科目、応用生命学概論、食料科学概論、生物生産システム概論、
アントレプレナーシップ演習、産業体験実習

(2) 学年制について

学年制が適用される。学年ごとに進級規定があるので、4) 進級についてを熟読すること。

3) コース制について

本学部は1学部1学科制であり、3つの履修コース（応用生命コース、食料科学コース、生物生産システムコース）に分かれている。学生は、教養教育科目と専門教育科目のうちで生物資源に関する基礎知識を習得する学科共通科目を学んだ上で、2年次からコースに配属となり、さらに学科共通の専門教育科目（生物資源の生産、食料・医薬への応用と生物資源の産業化に必要な経営・経済に関する専門教育科目）を学びながら、コースごとの体系的な科目履修によって専門性を深める。

コース配属

2年次前期から、専門履修コースとして、応用生命コース、食料科学コース、生物生産システムコースのいずれかを選択する。学生は、クラス担任等教員とのガイダンスによって、進路に対応した履修プログラムを組み、コース専門科目と卒業研究によって専門性を深め、実践的能力を習得する。コースの選択については以下の手順による。なお、コース配属人数は、応用生命コース35名、食料科学コース35名、生物生産システムコース30名を目安とする。

- (1) 1年次開講の「生物資源産業学概論」、「応用生命学概論」、「食料科学概論」、「生物生産システム概論」において、進路選択に関わる情報（各コースの教育・研究内容、就職先等）及び卒業研究を行う研究室選択に関わる内容（各研究室の教育・研究内容等）を提供する。
- (2) クラス担任による個別面談等（ラーニング・ポートフォリオによる面談を兼ねる場合がある）の実施。（進路や配属コースについて相談等を受け付ける。また、クラス担任以外にも、教務委員、学生委員への相談も可能である。なお、ラーニング・ポートフォリオについては1年次前期に説明する。）
- (3) 1年次後期末に実施される学生のコース希望調査、1年次の全成績（GPAとGPT）により判定し、教務委員会で審議の上、履修コースを決定する。

転コースについて

2年次前期に転コース希望調査を行い、転コース希望学生がいた場合は、教務委員会で審議の上、諾否を決定する。状況によっては、転コースはできない場合もある。

研究室配属について

3年次後期に研究室配属となる。ただし、配属時期において、次年度4年次に進級できる見込みのあるものを対象とする。

3年次前期に希望研究室調査を行い、成績等を含めた総合的判定により、コース会議で審議の上、研究室へ配属する。

4) 進級について

進級要件に関する規定

各年次への進級は、以下の表に定める進級要件をすべて満たした者について、年度末の学部会議で判定を行い、進級を認める。なお、各進級要件に定められた単位数は、卒業要件の単位数に含まれる単位数のみとする。

1 年次から 2 年次への進級要件

卒業に必要な教養教育科目と専門教育科目をあわせて、35 単位以上修得していること。

2 年次から 3 年次への進級要件

卒業に必要な教養教育科目と専門教育科目をあわせて、70 単位以上修得していること。

3 年次から 4 年次への進級要件

- (1) 卒業に必要な教養教育科目の単位（33 単位）をすべて修得していること。
- (2) 卒業に必要な専門教育科目の単位を 77 単位以上修得していること。
- (3) 卒業に必要な専門教育科目の実習（産業体験実習は除く）の単位をすべて修得していること。
- (4) 本学部が実施する語学マイレージ・プログラムにおいて、マイレージポイントを 580 以上取得していること。

卒業研究着手要件に関する規定

次に指定する諸条件をすべて満たした者は卒業研究に着手することができる。

3 年次から 4 年次への進級要件を満たしていること。

5) 卒業について

以下の要件を満たした者に学位を与える。

- (1) 大学に 4 年以上在学すること。
- (2) 卒業に必要な 125 単位以上を修得していること。
- (3) 卒業論文を作成し、卒業論文審査会において発表していること。
- (4) 本学部が実施する語学マイレージ・プログラムにおいて、ブロンズクラス以上（700 ポイント以上）のマイレージレベルを有すること。

卒業に必要な単位数

科目等	教養教育科目	専門教育科目		合計
	所要単位数	必修科目	選択科目	
応用生命コース	33 単位以上	44 単位	48 単位以上	125 単位以上
食料科学コース	33 単位以上	42 単位	50 単位以上	125 単位以上
生物生産システムコース	33 単位以上	47 単位	45 単位以上	125 単位以上

* 単位修得条件はコースごとに異なるので、注意すること。

* 語学マイレージ・プログラムの詳細は、「第 1 章－2－1）」を参照のこと。

早期卒業（「徳島大学学則第 35 条の 2 の規定による卒業の認定の基準に関する申合せ」より）

次の各号に掲げる要件を満たし、教授会で承認された者は、卒業研究を行わずに第 3 年次末の早期卒業を認める。

(1) 予備審査時

第 3 年次前期終了時に次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- イ 卒業に必要な教養教育科目及び第 3 年次前期までに開講されている専門教育科目における必修科目（第 3 年次前期開講の集中講義を除く）の単位をすべて修得していること。
- ロ 第 3 年次前期までに開講されている専門教育科目における選択科目のうち、学科共通科目及び配属コースのコース専門科目に設定されている科目（第 3 年次前期開講の集中講義を除く）について、履修登録が可能な科目

の単位をすべて修得していること。ただし、学科共通科目のうち卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる科目については、除外可能とする。

ハ GPAが4.2以上であること。

ニ 卒業に必要な単位数の4／5以上を修得していること。

ホ 本学部において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）で、マイレージポイントを本学部が定める外国語技能検定（TOEIC又はTOEIC-IP）の区分から730以上取得しているか、予備審査の時点で上記マイレージポイントの取得が可能な申請がされていること。

(2) 本審査時

第3年次後期終了時に次に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ GPAが4.2以上であること。

ロ 卒業研究以外の卒業に必要な単位をすべて修得していること。

ハ 第3年次後期までに開講されている専門教育科目における選択科目のうち、学科共通科目及び配属コースのコース専門科目に設定されている科目について、履修登録が可能な科目の単位をすべて修得していること。ただし、学科共通科目のうち卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる科目については、除外可能とする。

ニ 専門教育科目の選択科目において、卒業に必要な単位数より16単位以上を超過して修得していること（本号ハの要件を満たしていることを前提に、選択科目の超過分16単位以上をもって、卒業研究6単位に置き換える）。

ホ マイレージ・プログラムで、マイレージポイントを本学部が定める外国語技能検定（TOEIC又はTOEIC-IP）の区分から730以上取得していること。

早期卒業を希望する者は、3年次に所属コースのコース長に申し出ること。3年次の7月末までに申し出が無い場合は、「徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規」に規定する早期卒業を希望しないものとして取り扱う。

また、前述の「上級学年科目の履修について」の記載により、4年次開講の必修科目を3年次に履修しない者は、上記「早期卒業要件」の(2)ロを満たさないため、早期卒業を認めない。

6) その他

履修等に関する問い合わせ

履修や進級要件等について、不明な点はクラス担任、副担任もしくは指導教員に問い合わせること。

とくしま創生人材教育プログラム（COC+Rプログラム）

- ・本教育プログラムは、文部科学省「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R事業）」に令和2年度に採択され、令和3年度入学生から開始している徳島大学独自の教育プログラムです。
- ・地域を創生する能力と素養を育成するための特別のプログラムです。
- ・徳島の地域で将来性のある企業で活躍できる職に就くため、また、行政などでまちづくりや地域の開発を担う技術者やリーダーとなるため、大学時代に地域の多様な企業や行政の仕事、OB／OGなどの方々と知りあうことなど、皆さんにとって大きな力を身に付ける機会となります。徳島県内で働くことに興味ある人はぜひ履修してください。

履修プログラムの流れ 以下の2つの分野の履修をします。

★★ 地域学習・実習科目の履修 ★★

地域の先進的な業種や地域の未来を学び、地域で活躍するための実践力を身に付ける科目です。

1年生 <徳島を知ろう> まずは、以下の教養教育科目（地域科学科目）を履修してください。

1) エクスターンシップ（地域企業を知る・読み解く） 通年2単位

徳島県内の主要な企業・行政の経営者・OB／OGと学内でグループワークを行います。また複数の企業で半日程度の短期のインターンシップを行い、地域で活躍する人々とのつながりを体験します。（通年履修）

2) 徳島の魅力・徳島で働く 前期夏期集中(8月) 2単位

四国大学・徳島文理大学・阿南高専との共同で行う授業です。徳島県内で活躍するリーダーやOB／OGを講師に迎えて、働く経験やメリットを学びます。他大学の学生と一緒にワークショップで地域創生を考えます。

1～3年生 <実践力を身に付けよう。自らのライフデザインを作ろう。>

実践力を身に付ける、徳島の先進的な企業等でのインターンシップにチャレンジしてください。

- 3) 実践型インターンシップ(教養教育・地域科学科目) 1、2年 通年2単位
- 4) 実践力養成型インターンシップ(総合科学部 専門科目) 2年 通年2単位
- 5) 実践力養成型インターンシップ(理工学部 専門科目) 3年 通年2単位
- 6) 短期インターンシップ(総合科学部、理工学部 専門科目) 3年 通年2単位
- 7) 産業体験実習(生物資源産業学部 専門科目) 2年 通年1単位

地域で働き、生活し、人生で目指すこと、自分のライフをデザインする。

- 8) ライフデザイン 教養教育・生活と社会 1年以上 2単位
その他四国大学で開講されている下記などの科目を単位互換制度で履修できます。
- 9) ダイバーシティ・キャリアデザイン 四国大学 1年以上 2単位
- 10) キャリア形成実践 四国大学 1年以上 2単位
- 11) 地域未来探究 四国大学 1年以上 2単位
- 12) SDGs探求 四国大学 2年以上 2単位
- 13) 災害と防災 四国大学 1年以上 2単位
- 14) 徳島を知る 四国大学 2年以上 2単位

★★ 基礎力育成科目の履修 ★★

地域で活躍するための基礎力を身に付ける科目です。共通科目に加えて、3つの分野からなります。

共通科目

- 1 情報科学入門 教養科目・情報科学 必修2単位
- 2 データサイエンスへの誘い 教養科目・イノベーション 2単位

テーマ1 情報処理(データサイエンス)

- 1 プログラミング入門及び演習 理工学部・情報システム 2単位
- 2 情報処理基礎論 総合科学部 2単位
- 3 ソフトウェア設計及び実験 理工学部・情報系 6単位
- 4 社会統計学Ⅰ 総合科学部 2単位
- 5 アプリケーション開発演習 理工学部・共通 2単位

テーマ2 マネジメント(プロジェクト管理)

- 1 起業体験実習 生物資源産業学部 1単位
- 2 商品企画・開発論 生物資源産業学部 2単位
- 3 地域・生物資源経済学Ⅰ 生物資源産業学部 2単位
- 4 世界の中の日本経済 四国大学(単位互換授業科目) 2単位
- 5 プロジェクトマネジメント基礎 理工学部 2単位
- 6 会計学Ⅰ 総合科学部 2単位
- 7 経営学Ⅰ 総合科学部 2単位
- 8 アントレプレナーシップ演習 理工学部 2単位
- 9 世界の中の日本経済 四国大学 1年以上 2単位
- 10 地域経営論 四国大学 3年以上 2単位
- 11 租税法 四国大学 1年以上 2単位

テーマ3 デザイン・コミュニケーション

- 1 イノベーション思考入門 教養教育・イノベーション 2単位
- 2 ビジュアル・コミュニケーション 教養教育・イノベーション 2単位
- 3 映像デザイン 総合科学部 2単位

- 4 アイデア・デザイン創造 理工学部・共通 2単位
- 5 グラフィック・ファシリテーション入門 教養教育・イノベーション 2単位
- 6 デザイン表現演習Ⅰ（映像とデザイン） 総合科学部 2単位
- 7 デザイン表現演習Ⅱ（デザイン表現におけるテクノロジー） 総合科学部 2単位
- 8 参加型デザイン 理工学部 2単位
- 9 コミュニケーションデザイン 四国大学（単位互換授業科目） 2単位
- 10 スペースデザイン 四国大学（単位互換授業科目） 2単位

その他徳島文理大学で開講されている資格取得のための科目を単位互換制度で履修できます。

自分が関心のある一つの分野を選び、集中して履修することを推奨します。なお、上記科目（一部を除く）は他学部・他学科・他コースの学生も、他学部・他学科・他コース履修制度や単位互換等で履修できます。また、科目は今後追加されることがあります。

COC+Rプログラム履修登録

徳島で将来働きたいと考えている人は、COC+Rプログラムの履修登録をしてください。プログラム履修は地域学習・実習科目を履修した人が対象です。登録は3年生後期に対象者に通知してWEBサイトで行います。

プログラム履修者には以下のような支援・特典があります。

○とくしまでのつながりイベントなどの情報提供

徳島で働く先輩らとのつながり、地域企業の情報が得られる多彩なイベント、セミナーなどの情報を提供します。

○専門外の資格取得支援

プログラム履修者には、就職等に有利な、自分の専門分野以外の資格取得を支援します。

○履修証明、地域クリエイターズ・マイレージ・ポイント（略称：地域クリエイターポイント）

就職時にポートフォリオとして示せる、下記の証明がもらえます。

1) プログラム修了者

地域学習・実習科目から2科目以上を含み、地域学習・実習科目と基礎力育成科目から6科目以上を履修した人はプログラム履修修了者として認定します。

2) 地域クリエイターズ・マイレージ・ポイント（地域クリエイターポイント）の認証

プログラム履修者には、上記科目の履修時間数およびCOC+R事業関連のイベント、セミナー、会社訪問等への出席を地域ポイントとして付与します。取得状況を示す書面が専用WEBサイトから入手できます。

3) 地域クリエイターズ表彰

高い地域クリエイターポイントを取得した学生は徳島県知事・徳島大学長名で表彰されます。3年生前期までの地域ポイント取得上位者（3年生で表彰）、および4年生前期までの上位者（4年生で表彰）に表彰状と副賞を交付します。また、一定以上のポイントを取得した者には徳島大学長名の表彰状と副賞を交付します。

とくしま創生人材教育プログラム（COC+R） カリキュラムマップ（学部）

基礎力育成科目			地域学習・実習科目			
情報処理 データサイエンス	マネジメント プロジェクト管理	デザイン ・コミュニケーション	地域企業との関係づくり・地域ライフデザイン意識醸成 ・実践型インターンシップ			
1 年	教・情報科学 情報科学入門 2単位 30 教・イノベーション データサイエンスへの誘い 2単位 30		教・地域科学 エクスター ンシップ (地域企業 を知る・読 み解く) 2単位 60	教・地域科学 徳島の魅 力・徳島 で働く (共同授業) 2単位 30	教・地域科学 実践型イ ンター シップ 2単位 実時間	教・生活と社会 ライフ デザイン 2単位 実時間
	理 プログラミング入門及び 演習 2単位 45	生 起業体験実習 1単位 30 生 商品企画・開発論 2単位 45 生 地域・生物資源経済学Ⅰ 2単位 45 四 世界の中の日本経済 2単位 30 四 地域経営論 2単位 30 四 租税法 2単位 30	教・イノベーション イノベ ーション思考入門 2単位 30 教・イノベーション ビジュアルコミュニケーション 2単位 30 教・イノベーション グラフィック・ファシリテ ーション入門 2単位 30 四 スペースデザイン 2単位 30 四 コミュニケーション デザイン 2単位 30	四 地域未 来探求 2単位 30	四 SDG s 探求 2単位 30	四 災害と 防災 2単位 30
	総 情報処理基礎論 2単位 45					四 徳島を 知る 2単位 30
2 年	理 ソフトウェア設計及び実験 6単位 150	理 プロジェクトマネジメント基礎 2単位 30	総 映像デザイン 2単位 30	四 キャリア形成実践 2単位 30		
	総 社会統計学Ⅰ 2単位 30	総 会計学Ⅰ 2単位 30 総 経営学Ⅰ 2単位 30	理 アイデア・デザイン創造 2単位 30	総 実践力養成型インターンシ ップ 2単位 実時間	生 産業体験実習 1単位 実時間	
3 年	理 アプリケーション開発演習 2単位 60	理アントレプレナーシップ演習 2単位 60	総 デザイン表現演習Ⅰ 2単位 60 総 デザイン表現演習Ⅱ 2単位 60 理 参加型デザイン 2単位 30	総理 短期インターンシップ 2単位 実時間	理 実践力養成型インターンシ ップ 2単位 実時間	
				四 ダイバーシティ・キャリア デザイン 2単位		

紫字：科目開講学部等 学部 教：教養教育 総：総合科学部 理：理工学部 生：生物資源産業学部 四：四国大学（単位互換授業科目）

赤字：地域クリエイター・マイレージ・ポイント（地域クリエイターポイント） 実時間：単位取得の必要以上に学習した時間がポイントになります。

上記で示されている科目以外にも、本学で開講している科目、他大学（四国大学・徳島文理大学）で開講している科目（単位互換制度で履修できます）など、履修認定され、地域クリエイターポイントにカウントされる科目があります。例えば、教養教育・地域科学科目で履修した科目は地域学習・実習科目に含めることができます。

詳しくは、プログラム登録のサイトに掲載します。プログラム履修で地域クリエイターズ表彰を目指してください。

3 資格について

1) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員

本学部は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設として登録されている。これらの資格の取得を希望する場合は、本学部を卒業し、かつ各コースで指定された科目を修得する必要があるが、卒業要件に加えて履修が必要となる科目もあるため、履修登録の前に確認すること。

食品衛生管理者

- ◇特に衛生上の考慮を必要とする食肉製品、食用油脂等、特定の食品の製造または加工を行う事業所に、食品衛生法上設置が義務づけられている専任者をいう。
- ◇食品衛生管理者になるには、食品衛生法等関連法令に定める課程を卒業し、かつ、就職先の事業所が当該者を食品衛生管理者とすることを都道府県知事等に届け出る必要がある。

* 食品衛生責任者について * — 管理者と責任者の違い —

飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業、魚類販売業等の事業所では、食品衛生責任者を置くことが定められており、食品衛生管理者は食品衛生責任者となることができる。

食品衛生責任者になるには、当該事業所が当該の食品衛生管理者を食品衛生責任者とすることを事業所所在地の都道府県知事等に届け出る必要がある。

食品衛生監視員

- ◇営業施設等の臨検、食品等の収去等、関係法令に定める職権及び食品衛生に関する指導を行うことを目的として、厚生労働大臣、都道府県知事等の所属の長から任命され、この職務を遂行する専任者をいう。
- ◇食品衛生監視員になるには、食品衛生法等関係法令に定める課程を卒業後に国又は地方公共団体の公務員として就職し、かつ、その業務に任命される必要がある。

修得すべき科目の規定

- (1) 表1の「食品衛生法施行規則 別表第14関係」の4区分（化学・生物化学・微生物学・公衆衛生学）について、各区分1科目以上を修得し、表1全体から合計22単位以上を修得すること。
- (2) 表2の「食品衛生法施行規則 別表第15関係」の科目のうちから1科目以上を修得すること。
- (3) 全体（表1・2の科目）から、合計40単位以上を修得すること。

コース別の注意事項

表1・表2に掲載する各コースの必修科目をすべて修得し、なおかつ以下に従い修得すること。

応用生命コース

表1から、食品衛生学Ⅰ・Ⅱ（少なくとも1科目。以下「食品衛生学」という。）を自由選択科目として必ず修得し、食品衛生学と選択必修科目を合わせて12単位以上修得のこと。

表1・表2のうち、選択必修科目と食品衛生学を合わせて19単位以上修得のこと。

食料科学コース

表1から、食品衛生学Ⅰ・Ⅱを必ず修得し、食品衛生学Ⅰ・Ⅱとコース専門科目の選択必修科目を合わせて10単位以上修得のこと。

表1・表2のうち、選択必修科目と食品衛生学Ⅰ・Ⅱを合わせて16単位以上修得のこと。

生物生産システムコース

表1から、食品衛生学Ⅰ・Ⅱ（少なくとも1科目。以下「食品衛生学」という。）を自由選択科目として必ず修得し、微生物学の区分から基礎微生物学と植物病理学のうち、少なくとも1科目を必ず修得すること。

食品衛生学、微生物学の区分の科目と選択必修科目を合わせて13単位以上修得のこと。

表1・表2のうち、選択必修科目と食品衛生学、微生物学の区分の科目を合わせて19単位以上修得のこと。

※上記の各コースにおける自由選択科目及び選択必修科目については、後述の各コースの教育課程表等も参照のこと。

表1 食品衛生法施行規則 別表第14関係

区分	科目名	単位数	各コースの必修・選択の別			備考
			応用生命	食料科学	生物生産システム	
化学	基礎化学	2	必修	必修	必修	教養教育
	基礎物理化学	2	選択	選択	選択	
	基礎有機化学	2	選択	選択	選択	
	生物有機化学	2	選択	選択		教養教育
	天然物資源化学	2		選択		
	基礎化学実験	2	必修	必修	必修	
	物理化学実習	1	必修	—	—	
	有機化学実習	1	必修	—	—	
生物化学	基礎生化学	2	選択	選択	選択	
	生化学	2	必修			
	生体高分子化学	2	選択			
	生物物理化学	2	選択			
	細胞情報学	2	選択	選択		
	免疫工学	2	選択			
	食品学Ⅰ	1		選択		
	食品学Ⅱ	2		選択		
	代謝生化学	1		選択		
	基礎生理学	2		選択		
	酵素化学	2	選択	選択		
	栄養・口腔生理学	2		選択		
	食品工学	2		選択	選択	
	機能食品学	2		選択	選択	
	生物活性物質化学	2		選択		
	植物生理学	2			必修	
	分子生物学	2	選択	選択	選択	
	畜産加工学	2			選択	
	動物生産科学	2			選択	
	水圏生産科学	2			選択	
	植物生産科学	2			選択	
	生化学実習	1	必修	—	—	
	食料科学実習A	2	—	必修	—	
	食料科学実習B	2	—	必修	—	
	食料科学実習C	2	—	必修	—	
	生物生産システム実習A	1	—	—	必修	
	生物生産システム実習B	1	—	—	必修	
	生物生産システム実習C	1	—	—	必修	
微生物学	基礎微生物学	2	選択	選択	選択	
	微生物学	2	選択			
	微生物検査科学	2	選択	選択		
	応用微生物学Ⅰ	2	選択	選択		
	応用微生物学Ⅱ	2		選択		
	伝子工学	2	選択	選択		
	植物病理学	2			選択	
	微生物学実習	1	必修	—	—	
公衆衛生学	食料科学基礎実習	2	—	必修	—	
	食品衛生学Ⅰ	2		選択		
	食品衛生学Ⅱ	2		選択		

上記科目のうちから各区分1科目以上を履修し、合計22単位以上を修得する。

“—”を付した科目は、履修不可。

表2 食品衛生法施行規則 別表第15 関係

科目名	単位数	各コースの必修・選択の別			備考
		応用生命	食料科学	生物生産システム	
生物資源産業学概論	2	必修	必修	必修	
応用生命学概論	2	必修	必修	必修	
食料科学概論	2	必修	必修	必修	
生物生産システム概論	2	必修	必修	必修	
生物情報処理学	2	必修	必修	必修	
バイオ医薬品生産工学	2	選択			
バイオリアクター工学	2	選択			
創薬学	2	選択			
バイオマス利用学	2	選択			
再生医学	2	選択			
分子集合体化学	2	選択			
フードサイエンス	2	－	必修	－	
分子病態学	2		選択		
生物資源環境学	2			必修	
森林代謝学	2			選択	
応用昆虫学	2			選択	
水産資源学	2			選択	
生物多様性学	2			選択	
生産環境制御システム論	2			選択	
バイオマス実習	1	必修	－	－	

上記科目のうちから1科目以上を履修し、別表第14に該当する申請科目の履修を含め合計40単位以上を修得する。

“－”を付した科目は、履修不可。

2) 上級バイオ技術者（受験資格）

本学部の学生には、上級バイオ技術者認定試験の受験資格が与えられる（3年次から受験可能）。

上級バイオ技術者認定試験は、バイオ技術の進歩に対応して「生命工学技術の中で生物利用技術を中心に遺伝情報利用技術、増殖能利用技術および安全管理技術、並びにそれらに関する知識を持ち、指導的立場でそれを実際にバイオテクノロジーに応用し得る資質を高めた高度な技術者」を認定するものであり、毎年、1年に1回開催される。

受験にあたっての詳細は、NPO法人日本バイオ技術教育学会のホームページを参照すること。

3) 甲種危険物取扱者試験（受験資格）

大学等において化学に関する授業科目を15単位以上修得した者には、甲種危険物取扱者試験の受験資格が与えられる（本学部学生は、概ね2年次後期以降に受験可能）。

一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければならない。甲種危険物取扱者は全類の危険物について、取り扱いと定期点検、保安の監督が可能である。

試験に関する詳細は、一般財団法人消防試験研究センターのホームページを確認すること。

4 生物資源産業学部のコース等について

1) 応用生命コース

コースの特徴

近年、生命体を持つ多様な機能を有効利用するための技術開発が医学、工学、農学等の分野で進められており、その成果は将来の人類社会に大きく貢献するものと期待されている。応用生命コースは、生体分子や細胞の基礎研究からゲノム工学、細胞工学、微生物工学等の応用研究までの学問分野を教育の対象として、生物資源からの医薬品開発、培養細胞によるタンパク質医薬品の大量生産や創薬スクリーニング等の医薬工連携分野及びバイオエネルギー生産等の知識や技術を重点的に学ぶ。さらに、「創薬学」、「バイオ医薬品生産工学」、「免疫工学」、「微生物検査科学」、「再生医学」、「医用工学」等の講義を受講することにより、医学的観点からの生物資源の応用を学ぶ。

教育の特色

- (1) 生物資源からの医薬品や再生エネルギー生産技術を学ぶ。
- (2) バイオ産業の起業化・産業化に関する知識を習得する。

卒業に必要な単位数

教養教育科目	科目群	科目	所要単位数	
	教養科目群	歴史と文化	6	2
		人間と生命		
		生活と社会		
		自然と技術		
		ウェルネス総合演習		
	創成科学科目群	グローバル科目	2	
		イノベーション科目	2	
		地域科学科目	2	
	基礎科目群	S I H道場	1	
		基礎数学	2	
		基礎物理学	2	
		基礎化学	2	
		基礎化学実験	2	
情報科学		2		
外国語科目群	英語	6		
	初修外国語	2		
小計		33以上		
専門教育科目	科目区分		所要単位数	
			必修	選択
	学科共通科目		26	6以上
	コース専門科目		12	32以上
	自由選択科目			10以上
	卒業研究		6	
	小計		44	48以上
	合計		125以上	

※ 上記の単位に加えて、卒業のために、語学マイレージ・プログラム（詳細は「第1章－2－1」）を参照のこと）において、ブロンズクラス以上（700ポイント以上）のマイレージレベルを有する必要がある。

教養教育科目履修にあたっての注意事項

a 教養科目群

8単位を修得する必要がある。このうち6単位は、「歴史と文化」、「人間と生命」、「生活と社会」、「自然と技術」の4科目のうち、3科目（1科目につき2単位）を修得すること。

b 創成科学科目群

グローバル科目の中から2単位、イノベーション科目の中から2単位、地域科学科目の中から2単位を修得すること。

c 基礎科目群

SIH道場1単位、基礎数学2単位、基礎物理学2単位、基礎化学2単位、基礎化学実験2単位、情報科学2単位を修得する必要がある。

SIH道場に関しては、生物資源産業学部の指定クラスを履修すること。

基礎数学に関しては、統計学（2単位）を履修すること。

基礎物理学、基礎化学、基礎化学実験に関しては、それぞれ生物資源産業学部の指定クラスを履修すること。

情報科学に関しては、情報科学入門（2単位）を履修すること。

なお、基礎科目群の高大接続科目（数学、物理学、化学、生物学）を修得した場合は、2単位まで教養科目群の「自然と技術」に含めることができる。入学時の選抜方法によって「自然と技術」に含めることができる内容が異なるので注意すること。詳細は、「教養教育履修の手引」を確認すること。

d 外国語科目群

英語6単位、初修外国語から2単位の計8単位を修得すること。外国語科目群の授業は、1、2年次学生を中心に時間割を編成していて、3年次に履修する場合、他の科目を受講できないこともあるので注意すること。

(1) 英語（6単位）

基盤英語2単位、主題別英語2単位、発信型英語2単位の合わせて6単位を修得すること。

基盤英語と主題別英語は1科目1単位、発信型英語は2単位の授業である。

(2) 初修外国語（2単位）

ドイツ語入門、フランス語入門、中国語入門からいずれかひとつを選択し、同一言語を2科目2単位修得すること。

e その他

教養教育科目の詳細については、「教養教育履修の手引」を確認すること。また、開講時期・授業時間数・担当者等の詳細については、「教養教育履修の手引」、「教養教育授業概要」及び「教養教育時間割」を参照のこと。

応用生命コース 教育課程表

	授業科目	履修登録 上限 外	GPA 算定 外	単位数			開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員
				必修	選択		1 年		2 年		3 年		4 年		
					選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学 科 共 通 科 目	キャリアパス			2			2								
	生物資源産業学概論			2			2								15
	応用生命学概論	○		2				2							15
	食料科学概論	○		2				2							15
	生物生産システム概論	○		2				2							15
	地域・生物資源経済学Ⅰ			2			2								
	商品企画・開発論			2				2							
	アントレプレナーシップ演習	○	○			2	2	2							
	産業体験実習	○	○			1			1.5	1.5					
	基礎物理化学				2			2							化
	基礎有機化学				2	※		2							化
	基礎生化学				2			2							生
	基礎微生物学				2			2							微
	生物情報処理学			2							2				15
	技術者倫理	○		2							2				
	知的財産の基礎と活用			2							2				
	生物資源産業学基礎英語			2						2					
	生物資源産業学専門英語			2								2			
英語論文講読Ⅰ			1									2			
英語論文講読Ⅱ			1										2		
学科共通科目 小計				26	8	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※必ず3科目以上単位を修得すること。

		授業科目	履修登録 上限外	GPA 算定外	単位数		開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及び食品衛生監視員
					必修	選択	1 年		2 年		3 年		4 年		
						選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
コース専門科目	応用生命コース	生化学			2				2						生
		生体高分子学				2				2					生
		微生物学				2					2				微
		生物物理化学				2					2				生
		生物有機化学				2					2				化
		バイオ医薬品生産工学				2						2			15
		細胞情報学				2				2					生
		バイオリアクター工学				2						2			15
		創薬学				2						2			15
		免疫工学				2					2				生
		微生物検査科学				2						2			微
		バイオマス利用学				2					2				15
		再生医学				2						2			15
		医用工学	○			2				2					
		分子集合体化学				2						2			15
		物理化学実習			1						3				化
		有機化学実習			1						3				化
		微生物学実習			1							3			微
		生化学実習			1							3			生
		バイオマス実習			1								3		15
	細胞工学実習			1								3			
	応用生命実習			2									6		
	応用生命演習Ⅰ			1								2			
	応用生命演習Ⅱ			1									2		
	他コース	分子生物学				2						2			生
		酵素化学				2					2				生
		遺伝子工学				2						2			微
		応用微生物学Ⅰ				2					2				微
コース専門科目 小計				12	36	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
自由選択科目	食料科学コース	天然物資源化学				2					2				化
		生物活性物質化学				2						2			生
		機能食品学				2						2			生
		食品学Ⅰ				1				1					生
		食品学Ⅱ				2					2				生
		代謝生化学				1				1					生
		分子病態学				2						2			15
		栄養・口腔生理学				2					2				生
		基礎生理学				2					2				生
		食品衛生学Ⅰ				2					2				衛
		食品衛生学Ⅱ				2						2			衛
		食品工学				2					2				生
		応用微生物学Ⅱ				2						2			微
	生物生産システムコース	植物生理学				2					2				生
		生物資源環境学				2					2				15
		農業科学総論Ⅰ				2					2				
		農業科学総論Ⅱ	○			2						2			
	森林科学				2					2					

		授業科目	履修登録 上限外	GPA 算定外	単位数		開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員
					必修	選択	1 年		2 年		3 年		4 年		
						選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
自由選 択科目	生物生産 システム コース	動物生産科学				2				2					生
		水圏生産科学				2				2					生
		植物生産科学				2			2						生
		植物病理学				2					2				微
		森林代謝学				2					2				15
		応用昆虫学				2					2				15
		水産資源学				2					2				15
		植物細胞工学				2						2			
		生物多様性学				2						2			15
		生産環境制御システム論				2						2			15
		畜産加工学				2						2			生
		地域・生物資源経済学Ⅱ				2				2					
		フードシステム論				2					2				
		食品マーケティング論				2						2			
		アグリビジネス起業論				2					2				
自由選択科目 小計					－	－	64	－	－	－	－	－	－	－	－
卒業研究		卒業研究			6							○	○		
専門教育科目 計					44	44	67	－	－	－	－	－	－	－	－

講義 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 1 時間である。

演習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 2 時間である。

実習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 3 時間である。

(ただし、卒業研究は学修の成果を評価して合否を決めるため、授業時間数は定めない)

「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」欄の「化」・「生」・「微」・「衛」は、それぞれ食品衛生法施行規則（以下「規則」という）別表第 14 の 4 区分「化学」・「生物化学」・「微生物学」・「公衆衛生学」の構成科目を示し、同欄の「15」は、規則別表第 15 の構成科目を示す。

(参考)「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」の資格を取得するには、以下の要件を満たして本学部を卒業する必要がある。(詳細は第 1 章-3-1)を参照)

別表第 14 の「化学」・「生物化学」・「微生物学」・「公衆衛生学」の各区分から 1 科目以上修得した上で、4 区分全体で 22 単位以上修得すること。

別表第 15 から 1 科目以上修得した上で、別表第 14 の 4 区分と別表第 15 の科目を合わせて、40 単位以上修得すること。

専門教育科目履修にあたっての注意事項（応用生命コース）

a 学科共通科目

必修科目（26 単位）の修得が必要である。

なお、選択科目の履修に関しては、教育課程表の選択必修の欄に単位数を付した 4 科目 8 単位のうち、6 単位以上を修得すること。6 単位を超えて修得した単位は、卒業に必要なコース専門科目の選択科目の単位数（下記 b に記載の 32 単位）に含める。

また、選択科目のうち、アントレプレナーシップ演習及び産業体験実習を修得した場合は、卒業に必要な自由選択科目の単位数（下記 c に記載の 10 単位）に含める。

b コース専門科目

必修科目（12 単位）の修得が必要である。

選択科目の履修に関しては、教育課程表に指定した授業科目（計 36 単位）から、32 単位以上を履修すること。32 単位を超えて修得した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数（下記 c に記載の 10 単位）に含める。

c 自由選択科目

教育課程表の科目から、10 単位以上の修得が必要である。

なお、自由選択科目は、他コース専門科目の履修により修得が可能である。上記 b のコース専門科目を優先的に履修した上での履修を推奨する。

d 卒業研究

6 単位必修である。

e 開講時期・授業時間数・担当者等の詳細については、この履修の手引および「授業概要（シラバス）Web 版」、「生物資源産学学部授業時間割表」を参照のこと。

2) 食料科学コース

コースの特徴

安全な食料の効率的生産による安定供給と機能食品開発に貢献できる能力の育成を目的として、農学、工学、医学、栄養学、薬学的アプローチによる食品や食品成分の栄養、機能、安全、加工保蔵、及び微生物、遺伝子、酵素などの未利用生物資源の開発に関する知識を、製品開発や販売戦略等も含めて学ぶ。「機能食品学」、「食品衛生学Ⅰ・Ⅱ」、「応用微生物学Ⅰ・Ⅱ」、「栄養・口腔生理学」、「遺伝子工学」、「生物活性物質化学」、「天然物資源化学」、「分子病態学」等の講義や、食品、機能性成分、微生物などに関する実習を受講することにより、食品産業に貢献できる技術を習得する。

教育の特色

- (1) 安心安全な食資源の生産、高機能化、製品加工技術を学ぶ。
- (2) 食品産業の起業化・産業化に関する知識を習得する。
- (3) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得できる。

卒業に必要な単位数

教養教育科目	科目群	科目	所要単位数	
	教養科目群	歴史と文化	6	2
		人間と生命		
		生活と社会		
		自然と技術		
		ウェルネス総合演習		
	創成科学科目群	グローバル科目	2	
		イノベーション科目	2	
		地域科学科目	2	
	基礎科目群	S I H道場	1	
		基礎数学	2	
		基礎物理学	2	
		基礎化学	2	
基礎化学実験		2		
情報科学		2		
外国語科目群	英語	6		
	初修外国語	2		
小計		33以上		
専門教育科目	科目区分		所要単位数	
			必修	選択
	学科共通科目		26	6以上
	コース専門科目		10	34以上
	自由選択科目			10以上
	卒業研究		6	
	小計		42	50以上
合計		125以上		

※ 上記の単位に加えて、卒業のために、語学マイレージ・プログラム（詳細は「第1章－2－1」）を参照のこと）において、ブロンズクラス以上（700ポイント以上）のマイレージレベルを有する必要がある。

教養教育科目履修にあたっての注意事項

- a 教養科目群
8単位を修得する必要がある。このうち6単位は、「歴史と文化」、「人間と生命」、「生活と社会」、「自然と技術」の4科目のうち、3科目（1科目につき2単位）を修得すること。
- b 創成科学科目群
グローバル科目の中から2単位、イノベーション科目の中から2単位、地域科学科目の中から2単位を修得すること。
- c 基礎科目群
SIH道場1単位、基礎数学2単位、基礎物理学2単位、基礎化学2単位、基礎化学実験2単位、情報科学2単位を修得する必要がある。
SIH道場に関しては、生物資源産業学部の指定クラスを履修すること。
基礎数学に関しては、統計学（2単位）を履修すること。
基礎物理学、基礎化学、基礎化学実験に関しては、それぞれ生物資源産業学部の指定クラスを履修すること。
情報科学に関しては、情報科学入門（2単位）を履修すること。
なお、基礎科目群の高大接続科目（数学、物理学、化学、生物学）を修得した場合は、2単位まで教養科目群の「自然と技術」に含めることができる。入学時の選抜方法によって「自然と技術」に含めることができる内容が異なるので注意すること。詳細は、「教養教育履修の手引」を確認すること。
- d 外国語科目群
英語6単位、初修外国語から2単位の計8単位を修得すること。外国語科目群の授業は、1、2年次学生を中心に時間割を編成していて、3年次に履修する場合、他の科目を受講できないこともあるので注意すること。
(1) 英語（6単位）
基盤英語2単位、主題別英語2単位、発信型英語2単位の合わせて6単位を修得すること。
基盤英語と主題別英語は1科目1単位、発信型英語は2単位の授業である。
(2) 初修外国語（2単位）
ドイツ語入門、フランス語入門、中国語入門からいずれかひとつを選択し、同一言語を2科目2単位修得すること。
- e その他
教養教育科目の詳細については、「教養教育履修の手引」を確認すること。また、開講時期・授業時間数・担当者等の詳細については、「教養教育履修の手引」、「教養教育授業概要」及び「教養教育時間割」を参照のこと。

食料科学コース 教育課程表

	授業科目	履修登録 上限 外	GPA 算定 外	単位数			開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員
				必修	選択		1 年		2 年		3 年		4 年		
					選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学 科 共 通 科 目	キャリアパス			2			2								
	生物資源産業学概論			2			2								15
	応用生命学概論	○		2				2							15
	食料科学概論	○		2				2							15
	生物生産システム概論	○		2				2							15
	地域・生物資源経済学Ⅰ			2			2								
	商品企画・開発論			2				2							
	アントレプレナーシップ演習	○	○			2	2	2							
	産業体験実習	○	○			1			1.5	1.5					
	基礎物理化学				2			2							化
	基礎有機化学				2	※		2							化
	基礎生化学				2			2							生
	基礎微生物学				2			2							微
	生物情報処理学			2							2				15
	技術者倫理	○		2							2				
	知的財産の基礎と活用			2							2				
	生物資源産業学基礎英語			2						2					
	生物資源産業学専門英語			2								2			
	英語論文講読Ⅰ			1										2	
	英語論文講読Ⅱ			1											2
学科共通科目 小計				26	8	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※必ず3科目以上単位を修得すること。

		授業科目	履修登録 上限外	GPA 算定外	単位数		開講時期及び授業時間数（1週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員		
					必修	選択	1年		2年		3年		4年				
						選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期		後期	
コース専門科目	食料科学コース	天然物資源化学				2					2					化	
		生物活性物質化学				2						2				生	
		機能食品学				2							2				生
		食品学Ⅰ				1					1						生
		食品学Ⅱ				2						2					生
		代謝生化学				1					1						生
		分子病態学				2							2				15
		栄養・口腔生理学				2						2					生
		基礎生理学				2					2						生
		食品衛生学Ⅰ				2					2						衛
		食品衛生学Ⅱ				2						2					衛
		食品工学				2					2						生
		酵素化学				2					2						生
		遺伝子工学				2						2					微
		応用微生物学Ⅰ				2					2						微
		応用微生物学Ⅱ				2						2					微
		フードサイエンス			2								2				15
		食料科学基礎実習			2						6						微
		食料科学実習A			2							6					生
		食料科学実習B			2								6				生
	食料科学実習C			2									6			生	
	他コース	分子生物学				2						2					生
		生物有機化学				2						2					化
		細胞情報学				2					2						生
		微生物検査科学				2							2				微
コース専門科目 小計					10	38	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
自由選択科目	応用生命コース	生化学				2				2						生	
		生体高分子学				2				2						生	
		微生物学				2					2					微	
		生物物理化学				2					2					生	
		バイオ医薬品生産工学				2						2				15	
		バイオリアクター工学				2						2				15	
		創薬学				2						2				15	
		免疫工学				2					2					生	
		バイオマス利用学				2					2					15	
		再生医学				2						2				15	
		医用工学	○			2				2							
		分子集合体化学				2						2				15	
	生物生産システムコース	植物生理学				2				2						生	
		生物資源環境学				2				2						15	
		農業科学総論Ⅰ				2				2							
		農業科学総論Ⅱ	○			2					2						
	森林科学				2				2								

		授業科目	履修登録 上限外	GPA 算定外	単位数			開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員
					必修	選択		1 年		2 年		3 年		4 年		
						選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自由選 択科目	生物生産 システム コース	動物生産科学					2				2					生
		水圏生産科学					2				2					生
		植物生産科学					2				2					生
		植物病理学					2					2				微
		森林代謝学					2					2				15
		応用昆虫学					2					2				15
		水産資源学					2					2				15
		植物細胞工学					2						2			
		生物多様性学					2						2			15
		生産環境制御システム論					2						2			15
		畜産加工学					2						2			生
		地域・生物資源経済学Ⅱ					2			2						
		フードシステム論					2				2					
		食品マーケティング論					2					2				
		アグリビジネス起業論					2				2					
自由選択科目 小計					－	－	64	－	－	－	－	－	－	－	－	
卒業研究		卒業研究			6								○	○		
専門教育科目 計					42	46	67	－	－	－	－	－	－	－	－	

講義 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 1 時間である。

演習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 2 時間である。

実習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 3 時間である。

(ただし、卒業研究は学修の成果を評価して合否を決めるため、授業時間数は定めない)

「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」欄の「化」・「生」・「微」・「衛」は、それぞれ食品衛生法施行規則（以下「規則」という）別表第 14 の 4 区分「化学」・「生物化学」・「微生物学」・「公衆衛生学」の構成科目を示し、同欄の「15」は、規則別表第 15 の構成科目を示す。

(参考)「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」の資格を取得するには、以下の要件を満たして本学部を卒業する必要がある。(詳細は第 1 章-3-1)を参照)

別表第 14 の「化学」・「生物化学」・「微生物学」・「公衆衛生学」の各区分から 1 科目以上修得した上で、4 区分全体で 22 単位以上修得すること。

別表第 15 から 1 科目以上修得した上で、別表第 14 の 4 区分と別表第 15 の科目を合わせて、40 単位以上修得すること。

専門教育科目履修にあたっての注意事項（食料科学コース）

a 学科共通科目

必修科目（26 単位）の修得が必要である。

なお、選択科目の履修に関しては、教育課程表の選択必修の欄に単位数を付した 4 科目 8 単位のうち、6 単位以上を修得すること。6 単位を超えて修得した単位は、卒業に必要なコース専門科目の選択科目の単位数（下記 b に記載の 34 単位）に含める。

また、選択科目のうち、アントレプレナーシップ演習及び産業体験実習を修得した場合は、卒業に必要な自由選択科目の単位数（下記 c に記載の 10 単位）に含める。

b コース専門科目

必修科目（10 単位）の修得が必要である。

選択科目の履修に関しては、教育課程表に指定した授業科目（計 38 単位）から、34 単位以上を履修すること。34 単位を超えて修得した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数（下記 c に記載の 10 単位）に含める。

c 自由選択科目

教育課程表の科目から、10 単位以上の修得が必要である。

なお、自由選択科目は、他コース専門科目の履修により修得が可能である。上記 b のコース専門科目を優先的に履修した上での履修を推奨する。

d 卒業研究

6 単位必修である。

e 開講時期・授業時間数・担当者等の詳細については、この履修の手引および「授業概要（シラバス）Web 版」、「生物資源産学学部授業時間割表」を参照のこと。

3) 生物生産システムコース

コースの特徴

1次産業を発展させ、地域社会・経済の活性化に貢献できる能力を養成することを目的として、必要な知識と技術を段階的・発展的に学んでいく。「動物生産科学」、「植物生産科学」、「水圏生産科学」、「森林科学」など農林水産業の基盤となる科目や、「植物生理学」、「分子生物学」、「生物多様性学」、「地域・生物資源経済学Ⅰ・Ⅱ」など農林水産業の発展を支える科目、さらにより専門性の高い授業や実習を通じて、効率的な生物生産システム、ゲノム編集を利用した育種・品種改良、資源管理法、市場ニーズの動向を的確に捉えた販売戦略など先端的なアグリサイエンスおよびアグリビジネスに関する知識と技術を習得する。

教育の特色

- (1) 最新バイオテクノロジーと工学による1次産業の効率化を学ぶ。
- (2) 6次産業化に必要な起業化・産業化に関する知識を習得する。

卒業に必要な単位数

教養教育科目	科目群	科目	所要単位数	
	教養科目群	歴史と文化	6	2
		人間と生命		
		生活と社会		
		自然と技術		
		ウェルネス総合演習		
	創成科学科目群	グローバル科目	2	
		イノベーション科目	2	
		地域科学科目	2	
	基礎科目群	S I H道場	1	
		基礎数学	2	
		基礎物理学	2	
		基礎化学	2	
		基礎化学実験	2	
情報科学		2		
外国語科目群	英語	6		
	初修外国語	2		
小計		33以上		
専門教育科目	科目区分		所要単位数	
			必修	選択
	学科共通科目		26	7以上
	コース専門科目		15	28以上
	自由選択科目			10以上
	卒業研究		6	
	小計		47	45以上
	合計		125以上	

※ 上記の単位に加えて、卒業のために、語学マイレージ・プログラム（詳細は「第1章-2-1」）を参照のこと）において、ブロンズクラス以上（700ポイント以上）のマイレージレベルを有する必要がある。

教養教育科目履修にあたっての注意事項

a 教養科目群

8単位を修得する必要がある。このうち6単位は、「歴史と文化」、「人間と生命」、「生活と社会」、「自然と技術」の4科目のうち、3科目（1科目につき2単位）を修得すること。

b 創成科学科目群

グローバル科目の中から2単位、イノベーション科目の中から2単位、地域科学科目の中から2単位を修得すること。

c 基礎科目群

SIH道場1単位、基礎数学2単位、基礎物理学2単位、基礎化学2単位、基礎化学実験2単位、情報科学2単位を修得する必要がある。

SIH道場に関しては、生物資源産業学部の指定クラスを履修すること。

基礎数学に関しては、統計学（2単位）を履修すること。

基礎物理学、基礎化学、基礎化学実験に関しては、それぞれ生物資源産業学部の指定クラスを履修すること。

情報科学に関しては、情報科学入門（2単位）を履修すること。

なお、基礎科目群の高大接続科目（数学、物理学、化学、生物学）を修得した場合は、2単位まで教養科目群の「自然と技術」に含めることができる。入学時の選抜方法によって「自然と技術」に含めることができる内容が異なるので注意すること。詳細は、「教養教育履修の手引」を確認すること。

d 外国語科目群

英語6単位、初修外国語から2単位の計8単位を修得すること。外国語科目群の授業は、1、2年次学生を中心に時間割を編成していて、3年次に履修する場合、他の科目を受講できないこともあるので注意すること。

(1) 英語（6単位）

基盤英語2単位、主題別英語2単位、発信型英語2単位の合わせて6単位を修得すること。

基盤英語と主題別英語は1科目1単位、発信型英語は2単位の授業である。

(2) 初修外国語（2単位）

ドイツ語入門、フランス語入門、中国語入門からいずれかひとつを選択し、同一言語を2科目2単位修得すること。

e その他

教養教育科目の詳細については、「教養教育履修の手引」を確認すること。また、開講時期・授業時間数・担当者等の詳細については、「教養教育履修の手引」、「教養教育授業概要」及び「教養教育時間割」を参照のこと。

生物生産システムコース 教育課程表

	授業科目	履修登録 上 限 外	GPA 算定 外	単位数			開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員
				必修	選択		1 年		2 年		3 年		4 年		
					選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学 科 共 通 科 目	キャリアパス			2			2								
	生物資源産業学概論			2			2								15
	応用生命学概論	○		2				2							15
	食料科学概論	○		2				2							15
	生物生産システム概論	○		2				2							15
	地域・生物資源経済学Ⅰ			2			2								
	商品企画・開発論			2				2							
	アントレプレナーシップ演習	○	○			2	2	2							
	産業体験実習	○	○		1※				1.5	1.5					
	基礎物理化学				2	※※		2							化
	基礎有機化学				2			2							化
	基礎生化学				2			2							生
	基礎微生物学				2			2							微
	生物情報処理学			2							2				15
	技術者倫理	○		2							2				
	知的財産の基礎と活用			2							2				
	生物資源産業学基礎英語			2						2					
	生物資源産業学専門英語			2								2			
	英語論文講読Ⅰ			1										2	
英語論文講読Ⅱ			1											2	
学科共通科目 小計				26	9	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※必ず単位を修得すること。

※※必ず3科目以上単位を修得すること。

		授業科目	履修登録 上限外	GPA 算定外	単位数			開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及び食品衛生 監視員
					必修	選択		1 年		2 年		3 年		4 年		
						選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
コース専門科目	生物生産システムコース	植物生理学			2					2						生
		生物資源環境学			2					2						15
		農業科学総論Ⅰ				2				2						
		農業科学総論Ⅱ	○			2					2					
		森林科学				2				2						
		動物生産科学				2					2					生
		水圏生産科学				2					2					生
		植物生産科学				2					2					生
		植物病理学				2						2				微
		森林代謝学				2						2				15
		応用昆虫学				2						2				15
		水産資源学				2						2				15
		植物細胞工学				2							2			
		生物多様性学				2							2			15
		生産環境制御システム論				2							2			15
		分子生物学				2						2				生
		畜産加工学				2							2			生
		地域・生物資源経済学Ⅱ			2					2						
		フードシステム論			2						2					
		食品マーケティング論			2								2			
	アグリビジネス起業論			2						2						
	生物生産システム実習A			1						3					生	
	生物生産システム実習B			1								3			生	
	生物生産システム実習C			1									3		生	
他コース	機能食品学				2							2			生	
	食品工学					2				2					生	
コース専門科目 小計					15	34	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
自由選択科目	応用生命コース	生化学					2				2					生
		生体高分子学					2				2					生
		微生物学					2				2					微
		生物物理化学					2				2					生
		生物有機化学					2				2					化
		バイオ医薬品生産工学					2					2				15
		細胞情報学					2				2					生
		バイオリアクター工学					2					2				15
		創薬学					2					2				15
		免疫工学					2				2					生
		微生物検査科学					2					2				微
		バイオマス利用学					2					2				15
		再生医学					2					2				15
		医用工学	○				2				2					
		分子集合体化学					2					2				15

		授業科目	履修登録 上限 外	GPA 算定 外	単位数			開講時期及び授業時間数（1 週当たり）								食品衛生 管理者及 び食品衛 生監視員	
					必修	選択		1 年		2 年		3 年		4 年			
						選択必修	自由選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
自由 選択 科目	食料 科学 工 学 一 入	天然物資源化学					2					2					化
		生物活性物質化学						2					2				生
		食品学Ⅰ						1			1						生
		食品学Ⅱ						2				2					生
		代謝生化学						1			1						生
		分子病態学						2					2				15
		栄養・口腔生理学						2					2				生
		基礎生理学						2				2					生
		食品衛生学Ⅰ						2				2					衛
		食品衛生学Ⅱ						2					2				衛
		酵素化学						2				2					生
		遺伝子工学						2					2				微
		応用微生物学Ⅰ						2					2				微
応用微生物学Ⅱ						2						2			微		
自由選択科目 小計					—	—	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卒業研究	卒業研究				6									◎	◎		
専門教育科目 計					47	43	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

講義 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 1 時間である。

演習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 2 時間である。

実習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 3 時間である。

(ただし、卒業研究は学修の成果を評価して合否を決めるため、授業時間数は定めない)

「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」欄の「化」・「生」・「微」・「衛」は、それぞれ食品衛生法施行規則（以下「規則」という）別表第 14 の 4 区分「化学」・「生物化学」・「微生物学」・「公衆衛生学」の構成科目を示し、同欄の「15」は、規則別表第 15 の構成科目を示す。

(参考)「食品衛生管理者及び食品衛生監視員」の資格を取得するには、以下の要件を満たして本学部を卒業する必要がある。(詳細は第 1 章-3-1)を参照)

別表第 14 の「化学」・「生物化学」・「微生物学」・「公衆衛生学」の各区分から 1 科目以上修得した上で、4 区分全体で 22 単位以上修得すること。

別表第 15 から 1 科目以上修得した上で、別表第 14 の 4 区分と別表第 15 の科目を合わせて、40 単位以上修得すること。

専門教育科目履修にあたっての注意事項（生物生産システムコース）

a 学科共通科目

必修科目（26 単位）の修得が必要である。

なお、選択科目の履修に関しては、教育課程表の選択必修の欄に単位数を付した 5 科目 9 単位のうち、7 単位以上を修得すること。ただし、この 7 単位には、必ず産業体験実習（教育課程表の単位数欄に※を付した科目）を含めなければならない。7 単位を超えて修得した単位は、卒業に必要なコース専門科目の選択科目の単位数（下記 b に記載の 28 単位）に含める。また、選択科目のうち、アントレプレナーシップ演習を修得した場合は、卒業に必要な自由選択科目の単位数（下記 c に記載の 10 単位）に含める。

b コース専門科目

必修科目（15 単位）の修得が必要である。

選択科目の履修に関しては、教育課程表に指定した授業科目（計 34 単位）から、28 単位以上を履修すること。28 単位を超えて修得した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数（下記 c に記載の 10 単位）に含める。

c 自由選択科目

教育課程表の科目から、10 単位以上の修得が必要である。

なお、自由選択科目は、他コース専門科目の履修により修得が可能である。上記 b のコース専門科目を優先的に履修した上での履修を推奨する。

d 卒業研究

6 単位必修である。

e 開講時期・授業時間数・担当者等の詳細については、この履修の手引および「授業概要（シラバス）Web 版」、「生物資源産業学部授業時間割表」を参照のこと。

4) カリキュラムマップ



徳島大学生物資源産業学部 カリキュラムマップ

教養教育
科目

学科共通
科目

コース
専門科目

実習・演習
科目

	項目	1年次	2年次	3年次	4年次
幅広い教養と倫理観、国際感覚を身に付けて、豊かな人間性を有する。	人間性	歴史と文化 生活と社会 人間と生命 自然と技術 ウェルネス融合実習	グローバル科目 イノベーション科目 地域科学科目		
	倫理観	BH1000 UNIV1000 キャリアパス SOSC2000 生物資源産業学部 概論 BIBI2000	全員学ぶ 基礎的専門科目 生物資源の活用	技術骨格論 SOSC3000	卒業研究 BIBI4010
生物資源の生産・利用に関わる生命現象を総合的に理解し、その研究手法を体系的に修得し、応用できる。	自然科学	基礎数学 基礎物理学 基礎化学 基礎化学実験 情報科学		生物情報学 PINF2040	卒業研究 BIBI4010
	生命現象	基礎生化学 BIOS2000 基礎微生物学 BIOS3000 基礎物理化学 BCHM2010 基礎有機化学 BCHM2020			卒業研究 BIBI4010
	生物資源	応用生命学概論 PCEN2020 食料科学概論 AGCH2040 生物生産システム 概論 AGSC2020			卒業研究 BIBI4010
生物資源産業に関する商業的基盤を理解し、グローバルな視点から地域社会の課題を考えることができる。	英語能力	基礎英語 初級外国語 主題別英語 発信型英語 生物資源産業学部 基礎英 BIOS3000	全員学ぶ 英語運用能力 生物資源産業の創出	生物資源産業学部 専門英 BIOS3010	英語論文読解 I BIBI4410 英語論文読解 II BIBI4420 卒業研究 BIBI4010
	商業的基盤	アントレプレナー シップ実習 SOSC2410		知的財産の基礎 と応用 SOSC3010	
	グローバル	地域・生物経済学 I ASSE3000 商品企画・開発論 ASSE3410	産業体験実習 BIBI4010		

コース別に学ぶ専門科目
相互に学ぶ他コース科目

生命工学に関する専門知識を有し、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	応用生命 コース	生物資源産業学部 概論 BIBI2000 応用生命学概論 PCEN2020	生物有機化学 BIOS3100 微生物学 BIOS3040 バイオマス利用学 PCEN3010 物理化学実習 BCHM3010 微生物学実習 BIOS3000	生化学 BIOS3020 生物物理化学 BIOS3050 雇用工学 BAMD3010 生化学実習 BIOS3010 有機化学実習 BCHM3020	バイオ医薬品生産 工学 BIOS3130 微生物検査科学 BIOS3060 バイオマス実習 PCEN3000 応用生命実習 BIOS3040	バイオリアクター 工学 PCEN3000 再生医学 BIOS3100 組織工学実習 BIOS3020 応用生命実習 I BIOS3400 応用生命実習 II BIOS3410	創薬学 PHRM3000 分子集合体化学 BIOS3150	英語論文読解 I BIBI4410 英語論文読解 II BIBI4420 卒業研究 BIBI4010
		生物資源産業学部 概論 BIBI2000 食料科学概論 AGCH2040	食品学 I AGCH3240 基礎生化学 BAMD2000 応用微生物学 II AGCH3230 食品衛生学 I PHRM3030 天然物資源化学 AGCH3100 食料科学基礎 実習 BIBI2010	食品学 II AGCH3250 酵素化学 AGCH3100 遺伝子工学 AGCH3210 栄養・口腔生理学 BAMD3080 食品工学 AGCH3200 食料科学実習 A AGCH3030	代謝生化学 AGCH3180 応用微生物学 I AGCH3220 食品衛生学 I AGCH3190 食品衛生学 II AGCH3200	生物活性物質 化学 AGCH3180 分子触媒学 BAMD3050 食料科学実習 B AGCH3040 食料科学実習 C AGCH3050	機能食品学 AGCH3060 フードサイエンス BAMD3070	英語論文読解 I BIBI4410 英語論文読解 II BIBI4420 卒業研究 BIBI4010
生物資源生産に関する専門知識を有し、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。	生物生産 システム コース	生物資源産業学部 概論 BIBI2000 生物生産システム 概論 AGSC2020	植物生理学 AGSC3000 農業科学概論 II AGSC3120 水圏生産科学 AGSC3050 地域資源経済学 II SOSC2030 生物生産システム 実習 A AGSC2010	生物資源環境学 BOAG3060 農林科学 AGSC3030 植物生産科学 AGSC3040 分子生物学 AGSC3090 フードシステム論 ASSE3010 アグリビジネス企 業論 ASSE3040	農業科学概論 I BOAG3070 動物生産科学 AGSC3040 分子生物学 AGSC3090 生物生産システム 実習 B AGSC3030 生物生産システム 実習 C AGSC3040	植物病理学 AGSC3070 森林代数学 AGSC3080 水産資源学 AGSC3100 生産環境制御シス テム BOAG3050 生物生産システム 実習 B AGSC3030 生物生産システム 実習 C AGSC3040	応用昆虫学 BOAG3020 植物組織工学 BOAG3030 生物多様性学 BIOS3120 食品マーケティング 論 ASSE3400	英語論文読解 I BIBI4410 英語論文読解 II BIBI4420 卒業研究 BIBI4010

第2章

学生への連絡及び諸手続き

1 諸手続きについて

生物資源産業学部では、皆さんが充実した学生生活を送ることができるように、諸証明発行申請などの事務を執っています。その他、皆さんの相談窓口として遠慮せずに利用してください。

なお、学務部発行の『学生生活の手引』も併せてよく読んでおいてください。

事務室の窓口業務時間

【平日昼間（土・日・祝日を除く）】 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

学務係（理工学部建設棟2階）での相談、申込み

- 1 各種証明書
- 2 学生の入学・卒業及び修了に関すること
- 3 成績管理に関すること
- 4 専門科目の授業関係及び期末試験等に関すること
- 5 研究生及び科目等履修生等に関すること
- 6 学位に関すること
- 7 講義室の管理に関すること
- 8 学生の休学・復学及び退学等に関すること
- 9 転学部に関すること

学務部（教養教育4号館1階）での相談、申込み

- 1 各種証明書
 - (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証＊
 - (b) 通学証明書
 - (c) 学生証
 - (d) 健康診断書
 - (e) 在学証明書＊
 - (f) 卒業見込証明書（最終学年のみ）＊
 - (g) 修了見込証明書（最終学年のみ）＊
- 2 各種奨学金に関すること
- 3 教養教育科目の授業関係及び期末試験等に関すること
- 4 入学料及び授業料免除に関すること
- 5 学生の健康管理に関すること
- 6 合宿研修及び課外活動に関すること
- 7 学生の就職に関すること

＊証明書自動発行機にて、発行可能な証明書です。（各種証明書に関する詳細は、本章2の2）を参照）

2 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、原則として「教務システム（WEB）」により伝えることとなっています。したがって1日1回は必ず確認し、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。ただし、内容によっては、生物資源産業学部掲示板（共通講義棟北側屋外及び中央玄関ホール北側）の利用も行いますので確認するようにしてください。

なお、「教務システム」もしくは「教務システム」の「メッセージ」転送機能を利用して、日々の連絡事項を確認するようにしてください。ただし、転送されたメッセージに対して、返信することはできません。

また、Cアカウントメールにも日々重要な連絡、情報が届きますので、必ず毎日確認してください。

日々の連絡事項確認方法

1. 「教務システム」及び「Cアカウントメール」を毎日閲覧する。
2. 「教務システム」の「メッセージ」転送機能及び「Cアカウントメール」転送機能を利用してスマートフォン等に転送された通知を確認する。

注1：セキュリティ対策ツールの影響でメールが迷惑メール等として処理される場合や着信拒否設定などによりメールが受信できない場合がありますので、注意が必要です。

また、転送先のメールアドレスを変更した場合は変更処理を行うことを忘れないようにしてください。

- 2：大学が提供するCアカウントメールは、スマートフォンやPC、ウェブメールにも対応しており、設定も簡単です。「メッセージ」転送機能の転送先としてCアカウントメールを設定することをおすすめします。

マニュアルは「教務システム」トップページの右側にあります。

1) 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、附属図書館等の入退館カード、図書館利用証（貸出）、定期健康診断の受付、各種証明書の発行の機能があります。また、生協電子マネー Supica や生協ミールプランの機能も利用できます。大切な物なので、紛失しないよう注意してください。

本証を紛失したときは、生協電子マネー Supica 等の不正利用を防止するため、生協の組合員アカウントマイページによりICカード利用停止申請するか、生協事務所（088－652－1073）に連絡してください。

期間更新、氏名変更等による再交付は無料ですが、汚損又は紛失による場合は有料（1,100円）となります。

上記に係る「再発行の申請」手続きは、学務部教育支援課教務情報係で行ってください。

2) 各種証明書の発行

各種証明書の発行申請については、所定の「証明書交付願」により必要とする日の3日前（英文の場合は7日前、申請日、土、日曜日及び祝日は除く。）までに、手続きをしてください。なお、従来の証明書自動発行機での発行に加えて、コンビニエンスストアで一部の証明書が発行できるサービス（有料）を開始しています。発行方法などの詳細については、ホームページに掲載しています。



<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/process/convenience/>

(1) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

教育支援課及び理工学部共通講義棟にある証明書自動発行機により入手できます。学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

- (a) 学割証の有効期限は3か月です。
- (b) 年間10枚を限度として使用できます。（ただし、就職支援の一環として、1申請につき5枚を限度に追加を申請できます。）
- (c) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。
 - ・ 休暇等による帰省
 - ・ 正課の教育活動（実習を含む。）
 - ・ 課外活動

- ・就職又は進学のための受験等
- ・見学又は行事等への参加
- ・傷病の治療等
- ・保護者との旅行

(2) 通学証明書 <担当 学務部教育支援課>

通学定期券購入のみに発行します。通学以外のアルバイト等には使用しないこと。

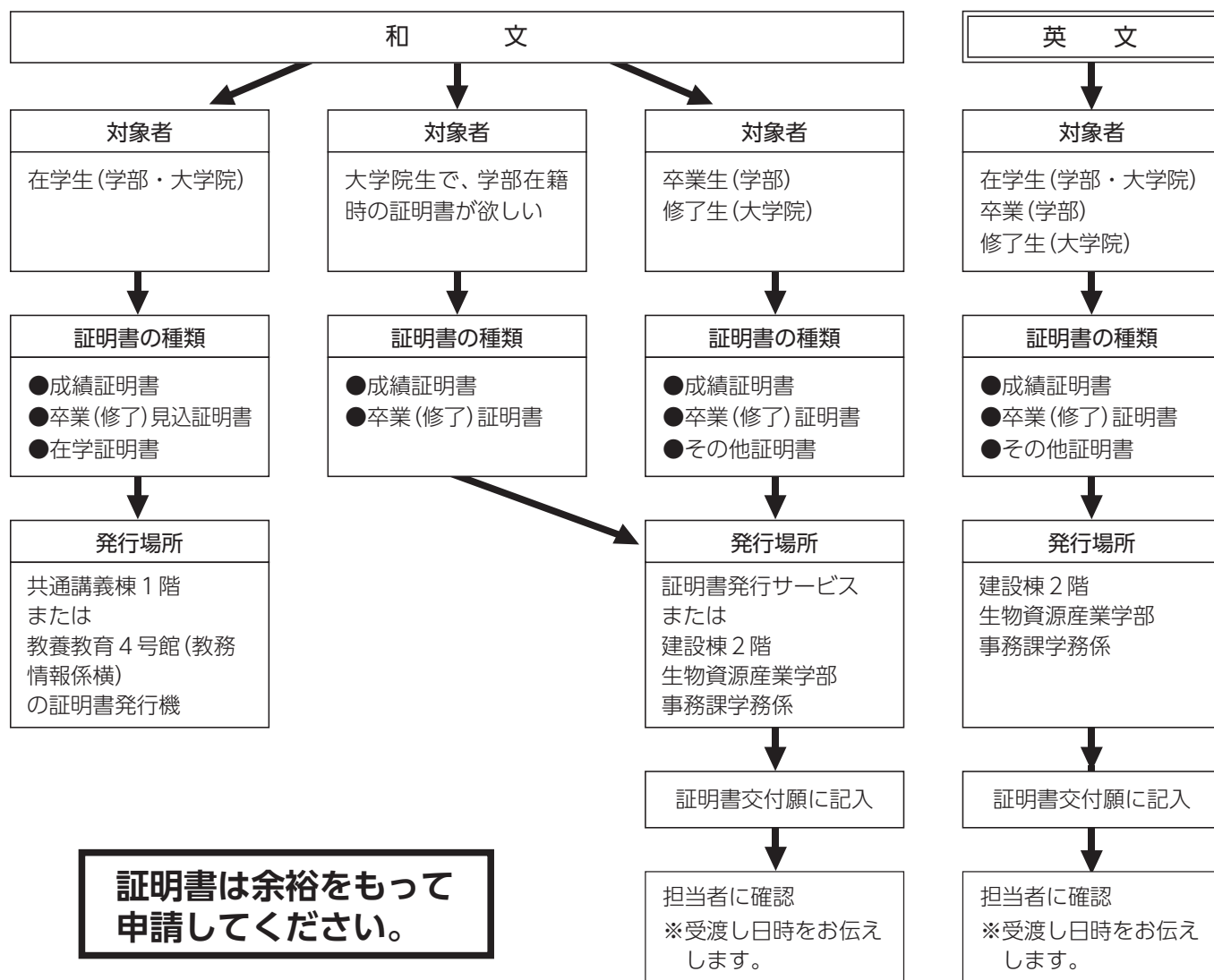
(3) 在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書

教育支援課及び理工学部共通講義棟にある証明書自動発行機により入手できます。

(4) その他必要とする証明書

その都度、学務係へ相談してください。

証明書申請方法



郵送をご希望の場合は、ホームページで詳細をご確認ください。

【証明書発行サービス】

各種証明書の発行について、従来の証明書自動発行機での発行に加えて、コンビニエンスストアで一部の証明書が発行できるサービスがあります。ついては、最寄りのコンビニで証明書が取得可能ですので、ご利用いただけますと幸いです。発行方法などの詳細については、生物資源産業学部ホームページ「証明書の発行」で確認してください。

https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/for_graduate/



3) 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、必ずクラス担任又は指導教員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

クラス担任又は指導教員に相談 → 学務係で所定用紙の交付を受ける → 願出用紙にクラス担任又は指導教員、学生委員の認印 → 学務係へ提出 (希望日の1ヶ月前までに提出すること)

休学

- (1) 疾病その他の理由により2か月以上就学することができないときは、医師の診断書(疾病)又は詳細な理由書(疾病以外の理由)等を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。休学理由によって必要書類が異なりますので、必ず確認してください。
- (2) 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- (3) 休学期間は、通算して4年を超えることはできません。
- (4) 休学期間は、在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料：休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- ア 授業料については、休学願の受理日の翌学期分から、休学期間に応じて免除されます。(受理日の属する学期の授業料は徴収されます。)
- イ 納付済の授業料は返還されません。

復学

- (1) 休学期間満了、休学期間の途中にかかわらず、復学する場合は、復学願の提出が必要です。
- (2) 疾病が理由で休学した場合は、復学願の他、医師の診断書が必要です。

退学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学出来ません。未納のままであると、徳島大学学則第28条により「除籍」となります。

除籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- (1) 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者。
- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者。
- (3) 学則に定める在学期間を超えた者(生物資源産業学部は通算で8年間。ただし編入学生については4年間)。
- (4) 学則に定める休学期間を超えた者(生物資源産業学部は通算で4年間。ただし編入学生については2年間)。
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。

他大学受験

本学部に在籍して他大学及び本学他学部の受験を希望する者は、事前に「他大学受験許可願」を提出して、受験許可を受けなければなりません。(許可書の発行までには2週間を必要とします)

- ・ 受験の結果は、速やかにクラス担任又は学生委員に報告すること。
- ・ 合格した大学へ入学する場合は、直ちに退学の手続きをすること。

改姓(名)届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

4) 転学部

希望者は転学部願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。事前に希望する学部の担当係へ相談してください。

5) 試験における不正行為に対する措置

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、絶対してはいけません。不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

- (1) 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む）で不正行為（ほう助を含む）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行います。
- (2) 試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

6) 成績評価等に関する申し立て

専門教育科目の成績評価等について疑義がある場合は、以下の方法で申し立てができます。授業に関する申し立ても同様の方法によってください。

- (1) 授業担当教員または学務係への申し立て
成績評価等について疑義がある場合、授業担当教員に申し出てください。ただし、非常勤講師のみが担当する科目については学務係に申し出てください。授業担当教員が試験等資料を保管していますので、確認を行い、必要に応じて訂正等を行うことになっています。
なお、成績評価の申し立ての期限は次のとおりとします。
期限：当該科目が成績評価された学期の末日（末日が土日等休日の場合は、その直前の平日。以下「末日」について同じ）。
- (2) 教務委員等による相談・調停
成績評価等の疑義に関する問題が、(1)で解消しない場合は、教務委員に相談してください。

7) 授業料納付、高等教育の修学支援新制度及び奨学金制度

- (1) 授業料納付
授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。
前期分 → 5月末日まで
後期分 → 11月末日まで
納付方法 → 原則口座振替（預金口座からの引落としによる納付。）
＊ 5月27日、11月27日に口座振替。
その日が休日の場合は、直後の金融機関の営業日に口座振替。
- (2) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）
入学生・授業料の免除又は減額及び日本学生支援機構給付型奨学金の支給の2つの支援からなる国の制度です。支援の対象者は、世帯の収入や資産の要件を満たしていること、学ぶ意欲がある学生であること、の2つの要件を満たす学生です。
制度についての詳細は、文部科学省や日本学生支援機構ホームページをご確認ください。
本学での申し込みや手続き等については、ホームページや教務システム等でお知らせします。
- (3) 奨学金制度
《日本学生支援機構》
日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。奨学金の種類には『給付奨学金』及び『第一種奨学金（無利子）』、『第二種奨学金（有利子）』があります。奨学金の制度及び詳細について、日本学生支援機構ホームページから最新の情報を確認してください。
日本学生支援機構：https://www.jasso.go.jp
奨学生の募集については、その都度、教務システムのお知らせや学生用掲示板に掲示しますが、春の定期募集は4月にあります。（詳細は学務部発行の『学生生活の手引』を参照）

注1：奨学生は「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに学生支援課奨学金窓口（教養教育4号館1階）へ申し出てください。

2：奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12～1月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意してください。

3：学業成績が著しく不良な者は、奨学金の給付又は貸与が廃止や停止になることがあります。

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、教務システムのお知らせ及び学生用掲示板を確認してください。

8) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中及び通学中等に不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合の災害補償制度として、公益財団法人日本国際教育支援協会が損害保険会社と契約して実施しているもので、入学時にすべての学生が加入しているものです。

事故にあった学生は、事故発生の日から30日以内に事故通知報告用紙により協会に届け出る必要がありますので、学生支援係で用紙を受け取り必要事項記入のうえ、学生支援係に提出してください。なお、保険金請求は治療が終わってから、学生支援係に申し出て手続きを行ってください。

9) 学生金庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては学生後援会（学務部教育支援課内）へ相談してください。

- (1) 貸付限度額は10万円までです。
- (2) 貸付期間は貸付日より90日以内です。
- (3) 貸付金は無利子・無担保です。

10) 住所・連絡先の変更について

学生への連絡は、原則として教務システムからお知らせしますが、緊急を要する場合の連絡等に必要のため、変更があれば直ちに教務システムの学籍情報から修正してください。また、保証人（保護者等）の変更や住所・連絡先変更の場合は、直ちに「保証人住所・保証人変更届」により会計課経理係及び学務係へ届け出てください。

11) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに課外活動等に使用することができます。使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

【使用上の注意】

- ・授業後退室時、窓締めを行い、エアコン・蛍光灯の電源スイッチをOFFにしてから退室する。
- ・共通講義棟の講義室内で飲食しない。（自習スペースは可）
- ・自分の持ち込んだゴミは、自分で分別しゴミ箱に捨てて退室する。

12) 気象警報が徳島県徳島市に発表された場合の授業の休講

- (1) 午前7時に「暴風警報」、「大雨警報」、「大雪警報」、「洪水警報」（以下「警報」という）又は特別警報（波浪特別警報を除く。（以下「特別警報」という。））が発表中の場合は、午前の授業を休講とします。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とします。
- (2) 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とします。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とします。

13) 健康管理

定期健康診断は毎年4月に実施していますので全員必ず受診してください。また、就職活動や各種体育大会出場の際

に必要な健康診断証明書は、当該年度の定期健康診断を受診すると証明書自動発行機またはキャンパスライフ健康支援センターで発行することができます。

体調不良をはじめ、身体的・精神的なことで相談がある場合は、キャンパスライフ健康支援センターを利用してください。

14) インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症と診断された場合の対応について

インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症と診断された場合又感染者と同様の症状がある場合は、以下URL (Forms) より直ちに生物資源産業学部事務課学務係に連絡してください。

<https://forms.office.com/r/hDtWH3WBDe>



15) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいるので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。また、生物資源産業学部では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので、厳守してください。駐輪場及び駐車場は別添配置図を参照してください。

下記の項目を守ってください。

- (1) オートバイは、通学登録をし、所定の『ステッカー』を貼った車両のみ入構を許可し、専用出入口から入構し、専用駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は禁止します。駐輪及び走行違反を繰り返す車両は、許可を取り消します。オートバイの登録については、生物資源産業学部学務係へ申請してください。
- (2) 自転車は、必ず所定の専用駐輪場に整然と駐輪してください。建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には乗入れを禁止します。
- (3) 自動車通学は、原則として禁止します。正当な理由により登録して許可された車は、専用駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学生委員に事故の内容を報告するとともに、学務係へ届け出てください。

16) その他

- (1) 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。
- (2) 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
- (3) すべての建物内での喫煙は禁止します。喫煙は、屋外の指定場所で行ってください。
- (4) 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
- (5) 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出てください。
- (6) 火気には十分に注意してください。

第3章

学生の人権・教育相談等のための体制

1 ハラスメントに関する注意

1) ハラスメントを防止するための基本的な心構え

ハラスメントとは、「権力を利用して行われる理不尽な行為」と定義されます。大学においては、特に教員と学生との関係では、教員は単位の認定権、研究指導、卒業・修了認定権、学位授与権を持っているので、学生に対して圧倒的に大きな力を持っています。しかし、教員の中には学生に対しての力を意識していない場合も見られます。また、特に教授は、任期付教員の任期更新の評価も行うため、任期付教員に対しても強い力を持っています。このように、大学内には、教員と学生、教員と職員、常勤と非常勤などの間に力関係が存在し、立場が弱い人がハラスメントを受けやすい構造的問題があることを認識する事が重要です。ハラスメントを防止するためには、次のような意識が必要です。

- (1) 個人の尊重という人権保護の基本を理解し、お互いの人権を尊重する。
- (2) 自らの言動の影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つ。
- (3) 学生や教職員を指導する立場にある人は、ハラスメントが教育を受ける権利、研究する権利、良好な環境で学習、就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、言動、行動に注意すること。
- (4) 周囲と十分なコミュニケーションを取るよう心がけ、相互の信頼関係を構築すること。

2) ハラスメントに相当する行為

セクシュアル・ハラスメント

- (1) 単位認定や研究指導を条件に交際を強要し、誘いを断ると、成績や評価で不当な扱いをする。
- (2) 不必要に身体に接触し、それを拒否されると怒ったり、嫌がらせをする。
- (3) 相手がいやがっているにも関わらず、容姿に関わる話題を述べたり、性的な冗談を繰り返したり、性的経験を話すように強要する。
- (4) 「男のくせに・・・」「女性は・・・」などの性別に関するステレオタイプ的な発言をする。

パワー・ハラスメント

- (1) 「バカ」「やめてしまえ」「役立たず」などの人格を否定する発言をする。
- (2) 人事上の権限をほのめかし、不利益をあたえる言動をする。
- (3) 研究を遂行する上で必要な情報を故意に与えない、もしくは業務に支障がでるほどに指示を遅らせる。
- (4) 極端に長い時間働くことや休日出勤を強要する。

アカデミック・ハラスメント

- (1) 教員が特定の学生に対して、過度にきびしく指導する、もしくは逆に指導しない。
- (2) ミーティング等の人前で罵倒したり「君はだめだね」など人格を否定するような発言を繰り返す。
- (3) 不当に学生の卒業や就職の妨害をする。
- (4) 正当な理由なく、不利なかたちで論文著者名を変更したり、研究チームから除外する。
- (5) 全く同じアプローチによる研究を学生間で競い合わせる。
- (6) 深夜、休日まで極端に拘束し、研究を押し付ける。

3) ハラスメントの事例

事例1：教員は、学生を研究に専念させるためにアルバイトやティーチングアシスタントを禁止し、一方、学会発表を強制した。この指導に反発する学生たちに、「出来ない場合は修了を延期されても異議は申し立てません」という誓約書を書くように強要した。こういう場合、言葉だけで誓約書を取らなかった場合でも、無理に誓約書を書かせても、どちらもアカデミック・ハラスメントである。結果的に学生は精神的に追いつめられて鬱状態になり、学業に支障をきたした。

事例2：男性教員は学生たちに「卒業させないぞ」と叱ったり、机をたたいてアカデミック・ハラスメントを繰り返していた。また、飲み会では、女子学生を側に座らせたり、性的な発言を繰り返していた。複数の学生が証言し、調査委員会における事実認定がなされた。加害者に反省は認められない。

事例3：指導している院生に「ばか」とか「ばけ」とか言ったり、棒切れを投げつけたりしていた。学生は精神的に追いつめられ、研究意欲を失ってしまったという事例である。教員は、事実関係は否定しなかったものの、それは「励ましの意味だった」と弁明している。加害者はこういう弁明をすることが多い。

事例4：教授が同じ学科の教員に対して、「業務命令だ」「辞めろ」と言って無理な命令を繰り返し、「パワーハラスメント」と報道されたが、講義中に性的発言をして学生に不快感を与えたり、侮辱的な言葉で学生を叱ったりもしていたので、実際はパワーハラスメント、アカデミック・ハラスメントそしてセクシュアル・ハラスメントの全てを行っていた。この教授のように、アカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントをする人はセクシュアル・ハラスメントもしているケースが多い。

4) ハラスメント問題への対処

生物資源産業学部では、これらのハラスメント問題の解決にあたり、相談者（被害者）の意向、秘密保持などに最大限の配慮を行い、ハラスメントに対しては、以下のような段階に分けて対応を行います。

- (1) 相談員（学生委員またはコース長、クラス担任）が、相談者および相談対象者などから事情を聞き、事実関係を明らかにします。
- (2) 相談者が精神的にダメージを受けていると判断された場合は、相談者の了解が得られれば、総合相談部門を紹介し、部門教員と連携しながら解決点を探ります。

2 生物資源産業学部における相談体制

学生は、生物資源産業学部において専門教育科目を学ぶわけですが、さらに数多くの友人、先輩、あるいは後輩との課外活動、合宿研修あるいは学外行事を通じて、グループとしての共同活動並びに社会勉強を経験しながら人間的に成長し、自律した社会人となる準備をすることになります。しかし、いつも満たされた学生生活を送るわけではなく、学生は学業や進路の悩み事、人間関係の悩み事など多くの悩みを抱えることが少なからずあります。生物資源産業学部では、このような学生生活における問題の解決に当たるために、教務委員、学生委員及びクラス担任を置き、学生の相談に応じております。それぞれの担当教員の氏名は、年度初めに掲示されることになっています。クラス担任は、1年次から3年次（卒業研究を行う研究室に配属するまで）にわたり、相談に応じます。学生は、悩みを抱えた時には、担当教員に相談してください。

3 キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制

徳島大学には、総合相談部門が設けられており、学業や進路上の問題、人間関係、自分の性格や行動についてなど、学生のさまざまな相談に専任カウンセラー及び各学部の教職員（総合相談員、カウンセラー、法律アドバイザー）が対応しています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に総合相談部門を利用してください。総合相談部門には受付担当者が常駐しています。相談のある学生は、まず総合相談部門で相談内容を簡単に説明すると内容に応じて適当な相談員やカウンセラーなどを紹介してもらえます。

総合相談部門：教養教育棟5号館1F（電話：656－7637）
(e-mail：hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp)

第4章

規則

徳島大学学則

昭和33年7月11日
規則第9号制定

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的（第1条）
 - 第2節 組織（第2条—第9条）
 - 第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等（第10条—第12条の3）
- 第2章 学部通則
 - 第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等（第13条—第15条）
 - 第2節 学年、学期及び休業日（第16条—第18条）
 - 第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍（第19条—第28条）
 - 第4節 教育課程及び履修方法（第29条—第34条の8）
 - 第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状（第35条—第37条の2）
 - 第6節 検定料、入学科及び授業料（第38条—第45条）
 - 第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等（第45条の2—第49条）
 - 第8節 公開講座（第50条・第50条の2）
 - 第9節 賞罰（第51条・第52条）
 - 第10節 寄宿舎及び厚生保健施設（第53条）
- 附則

- 第1章 総則
 - 第1節 目的（目的）
- 第1条 徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。
- 2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。
- 第2節 組織（学部、学科及び講座等）
- 第2条 本学に次の学部及び学科を置く。
 - 総合科学部
 - 社会総合科学科
 - 医学部
 - 医学科
 - 医科栄養学科
 - 保健学科
 - 歯学部
 - 歯学科
 - 口腔保健学科
 - 薬学部
 - 薬学科
 - 理工学部
 - 理工学科
 - 生物資源産業学部
 - 生物資源産業学科
- 2 前項の学科に講座を置き、必要な事項は別に定める。
- 3 医学部保健学科に次の専攻を置く。
 - 看護学専攻
 - 放射線技術科学専攻
 - 検査技術科学専攻（大学院）
- 第3条 本学に大学院を置く。
- 2 大学院に、次の研究科を置く。
 - 創成科学研究科
 - 医学研究科
 - 口腔科学研究科
 - 薬学研究科
 - 医科栄養学研究科

- 保健科学研究科
- 3 大学院に、次の研究部を置く。
 - 社会産業理工学研究部
 - 医歯薬学研究部
- 4 大学院について必要な事項は、別に定める。（教養教育院）
- 第3条の2 本学に、本学、各学部等の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。
- 2 教養教育院については、別に定める。（先端酵素学研究所）
- 第3条の3 本学に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。
- 2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。
- 3 先端酵素学研究所については、別に定める。（ポストLEDフォトニクス研究所）
- 第3条の4 本学に、次世代光を基盤とした光科学研究を行うことを目的として、ポストLEDフォトニクス研究所を置く。
- 2 ポストLEDフォトニクス研究所については、別に定める。（共同教育研究施設等）
- 第4条 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。
 - 人と地域共創センター
 - 情報センター
 - 放射線総合センター
 - 高等教育研究センター
 - 環境防災研究センター
 - 研究支援・産官学連携センター
 - AWAサポートセンター
 - 教職教育センター
 - 先端研究推進センター
 - デザイン型AI教育研究センター
 - 大学産業院
 - パイオイノベーション研究所
 - 埋蔵文化財調査室
- 2 前項のセンター等については、別に定める。（四国産学官連携イノベーション共同推進機構）
- 第4条の2 本学に、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）を置く。
- 2 四国共同機構については、別に定める。（附属図書館）
- 第5条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館については、別に定める。（病院）
- 第5条の2 本学に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。
- 2 病院については、別に定める。（附属教育研究施設）
- 第6条 本学に前条に規定するもののほか、次表のとおり研究科等附属教育研究施設を置く。

研究科等	附属教育研究施設
大学院薬学研究科	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター
- 2 前項の教育研究施設については、別に定める。（事務組織）
- 第7条 本学に事務組織を置く。
- 2 事務組織については、別に定める。

(技術支援部)

第7条の2 本学に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

第7条の3 削除

(キャンパスライフ健康支援センター)

第7条の4 本学にキャンパスライフ健康支援センターを置く。

2 キャンパスライフ健康支援センターについては、別に定める。

(障がい者就労支援センター)

第7条の5 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

(その他の組織)

第7条の6 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

学長

副学長

病院長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

教務職員

技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

第9条 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等
(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会が審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

第12条の2 本学に、次の機構を置く。

教育機構

研究機構

社会貢献機構

経営機構

2 機構について必要な事項は、別に定める。

(特別な組織)

第12条の3 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等
(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部 4年

医学部

医学科 6年

医科栄養学科 4年

保健学科 4年

歯学部

歯学科 6年

口腔保健学科 4年

薬学部 6年

理工学部 4年

生物資源産業学部 4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科の学生にあっては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

3 薬学部の学生にあっては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医学部	医学科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯学部	歯学科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬学部	薬学科	80			480
理工学部	理工学科				
	昼間コース	580		35	2,390
	夜間主コース	45			180
	計	625		35	2,570
生物資源 産業学部	生物資源産業学科	100		2	404
合計		1,304	3	53	5,777

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 11月2日

(4) 春季休業 4月1日から同5日まで

(5) 夏季休業 8月1日から同31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで
- 2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
- 3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍（入学時期）

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規則（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものの（入学の出願）

第20条の2 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学者選考）

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学許可）

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。（編入学）

第21条の4 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

3 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのあつた者

4 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれ

かに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）
- 5 生物資源産業学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学に2年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）
- 6 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、当該学部において定める。
- 7 第20条の2から第21条の3までの規定は、編入学の場合においても準用する。

（再入学）

第21条の5 学長は、本学の退学者又は除籍者で、再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

（補欠入学）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に転学を志願する者
 - (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
 - (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者
 - (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
 - (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
 - (6) 国立看護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
 - (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者
- （再入学等における在学期間等）

第22条の2 第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、別に定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、第21条の5及び第22条の入学を許可する場合においても準用する。

（転学部）

第22条の3 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願ひ出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則で定める。

（転学科）

第22条の4 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願ひ出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則で定める。

（休学）

第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願ひ出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科又は薬学部の学生であつて、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、それぞれ大学院医学研究科の博士課程又は大学院薬学研究科の博士課程に入学するとき

は、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通じて4年（医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部学生は6年）を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（退学）

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（転学）

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（留学）

第27条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

（除籍）

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学金の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学金を学長が指定する日までに納付しない者
- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者
- (3) 第14条に定める在学期間を超えた者
- (4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第4節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第29条 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

（授業科目の開設）

第29条の2 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

（連携開設科目）

第29条の3 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る。）の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、前項の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針に沿って開設するものとする。

（単位）

第30条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成す

ることを標準とし、第30条の4に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

（1年間の授業期間）

第30条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。（各授業科目の授業期間）

第30条の3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（授業の方法）

第30条の4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修方法等）

第31条 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、徳島大学教養教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

（成績評価基準等の明示等）

第33条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（大学院授業科目の履修）

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長の承認に基づき、学生は、本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、第34条の2の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位（第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条の6 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第34条の7 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(組織的な研修等)

第34条の8 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、各学部規則で定める卒業の要件を満たした者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の4第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

第35条の2 前条第1項の規定にかかわらず、本学の学生（医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部に在学する者を除く。）で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、各学部規則で定める卒業の要件を優秀な成績をもって満たしたと認める場合には、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は第35条第1項及び前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	社会総合科学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、英語
医学部	保健学科	養護教諭一種免許状	
理工学部	理工学科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科、情報、工業

第6節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第38条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第39条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第40条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額（検定料の免除）

第40条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第41条 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第41条の2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第42条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学が授業料の納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第43条 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる

者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第44条 第40条及び第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(停学者の授業料)

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等
(特別聴講学生)

第45条の2 学長は、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。
(研究生)

第47条 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会(教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。
(学部学生に関する規定の準用)

第48条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。
(外国人留学生等)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。
3 外国人留学生として入学を許可された者のうち入学前に日本語等予備教育の受講を課された者は、日本語等予備教育生とする。
4 外国人留学生及び日本語等予備教育生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座
(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。
3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。
(高大連携公開講座)

第50条の2 本学に高等学校等と連携して行う公開講座(以下「高大連携公開講座」という。)を設けることができる。

2 高大連携公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰
(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。
(懲戒)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 正当の理由がなくて出席常でない者
(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設
(寄宿舎及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。
中略

附 則 (令和6年2月20日規則第49号改正)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 略

3 第15条の表に掲げる生物資源産業学部生物資源産業学科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までは次のとおりとする。

学部	学科	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生物資源産業学部	生物資源産業学科	406	406	404
合計		5,719	5,775	5,829

4 令和5年度以前に生物資源産業学部生物資源産業学科に編入学した者については、改正後の第21条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

徳島大学生物資源産業学部規則

平成28年3月25日
規則第102号制定

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学生物資源産業学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（昭和33年規則第9号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、徳島大学生物資源産業学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て生物資源産業学部長（以下「学部長」という。）が定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、人類が抱える生物資源と生命の諸問題を理解し、国際的視野に立って解決できる能力を持つ人材を育成することを目的とする。

第2章 入学者選考

(入学者選考)

第3条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(コース)

第4条 本学部の生物資源産業学科に次のコースを置く。

応用生命コース

食料科学コース

生物生産システムコース

(コース配属及び転コース)

第5条 本学部の学生は、前条に掲げる各コースのうち、いずれか一つに配属されるものとする。

2 前項のコース配属時期は、第2年次進級時とする。

3 第1項のコースを変更しようとするときは、第2年次の本学部が定める期日までに、所定の願書を学部長に提出しなければならない。

4 前項の願出については、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

(教育課程)

第6条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

(教養教育科目の履修等)

第7条 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則（平成27年度規則第39号。以下「教養教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。（専門教育科目）

第8条 専門教育科目の区分は、学科共通科目、コース専門科目、自由選択科目及び卒業研究とする。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部へ属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

(履修手続)

第9条 専門教育科目を履修するには、学期の始めに前条に規定する授業科目から履修しようとする授業科目を選択して、登録しなければならない。

2 履修登録に当たっては、履修科目として登録することができる単位数の上限（以下「履修登録単位数の上限」という。）を超えて登録することはできない。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。

3 履修登録単位数の上限及び履修登録単位数の上限を超えて登録することができる場合の認定の基準については、学部長が別に定める。

第10条 第8条第3項の規定により他の学部へ属する専門教育科目を履修するためには、学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(単位の計算方法)

第11条 専門教育科目の単位の計算方法は、学則第30条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(進級要件)

第12条 上級学年に進級するためには、原則として各コースにおいて必要と認めた授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(卒業研究)

第13条 卒業研究を行うには、各コースにおいて必要と認めた授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第14条 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び学則第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を学部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた学生（以下「派遣学生」という。）が修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3の規定に基づく大学以外の教育施設等における学修の単位認定及び学則第34条の4の規定に基づく休学期間中の外国の大学又は短期大学における修得単位の認定は、当該大学以外の教育施設等又は外国の大学若しくは短期大学が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

第16条 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、所定の履修報告書を速やか（外国の大学又は短期大学に留学する者については、帰国の日から1月以内）に学部長を経て学長に提出しなければならない。

(実施細目)

第17条 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

第4章 試験及び卒業

(成績の考査)

第18条 成績の考査は、試験の成績並びに授業への出席状況、宿題及びレポート等による授業への取組及びその成果を考慮して行う。ただし、演習、実習及び実験については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験を受けるには、授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

(成績評価等)

第19条 成績は、100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不（59点以下）の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評 価 基 準
秀	科目の到達目標を充分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を充分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(再試験及び追試験)

第20条 再試験を行う場合には、原則として当該学期内に行う。

2 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者には、当該授業科目について追試験を行うことがある。

(卒業)

第21条 本学部を卒業するためには、次の表に掲げる単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

教育課程	区分	応用生命コース		食料科学コース		生物生産システムコース	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養教育科目		33単位以上		33単位以上		33単位以上	
専門教育科目	学科共通科目	26単位	6単位以上	26単位	6単位以上	26単位	7単位以上
	コース専門科目	12単位	32単位以上	10単位	34単位以上	15単位	28単位以上
	自由選択科目		10単位以上		10単位以上		10単位以上
	卒業研究	6単位		6単位		6単位	
	計	44単位	48単位以上	42単位	50単位以上	47単位	45単位以上
合 計		125単位以上		125単位以上		125単位以上	

2 学則第35条の2第2項に規定する卒業の認定の基準については、学部長が別に定める。

3 第1項の基準については、別に定める。

第5章 編入学、再入学及び補欠入学並びに転学部
(編入学)

第22条 学則第21条の4第5項の規定により入学した者の在学期間は、4年とする。

2 既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。
(再入学及び補欠入学)

第23条 学則第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

- (1) 在学期間は、第2年次に入学した者は6年、第3年次に入学した者は4年とする。
- (2) 既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。
(転学部)

第24条 学則第22条の3の規定により本学部にて転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。
- 3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、教授会の議を経て定める。
- 4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

中略

附 則 (令和6年2月20日規則第50号改正)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に本学部にて編入学した者については、この規則による改正後の第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和5年度以前に入学した者並びに令和6年度及び令和7年度に本学部にて編入学する者については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和7年1月17日規則第36号改正)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者並びに令和7年度及び令和8年度に本学部にて編入学する者については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

教養教育科目の履修要件

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

区分	授業科目	所要単位数	
教 養 科 目 群	歴史と文化 ※	8 単位	6 単位は、※印の科目から3科目にわたり(1科目につき2単位)履修する。
	人間と生命 ※		
	生活と社会 ※		
	自然と技術 ※		
	ウェルネス総合演習		
創成科学科目群	グローバル科目	2 単位	
	イノベーション科目	2 単位	
	地域科学科目	2 単位	
基 礎 科 目 群	SIH 道場	1 単位	
	基礎数学	2 単位	
	基礎物理学	2 単位	
	基礎化学	2 単位	
	基礎化学実験	2 単位	
	情報科学	2 単位	
外国語科目群	英語	6 単位	
	初修外国語	2 単位	
合計		33 単位	

別表第2

専門教育科目表

学科共通科目

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
キャリアパス	2	
生物資源産業学概論	2	
応用生命学概論	2	
食料科学概論	2	
生物生産システム概論	2	
地域・生物資源経済学Ⅰ	2	
商品企画・開発論	2	
アントレプレナーシップ演習		2
産業体験実習		＃1
基礎物理化学		＃2
基礎有機化学		＃2
基礎生化学		＃2
基礎微生物学		＃2
生物情報処理学	2	
技術者倫理	2	
知的財産の基礎と活用	2	
生物資源産業学基礎英語	2	
生物資源産業学専門英語	2	
英語論文講読Ⅰ	1	
英語論文講読Ⅱ	1	
計	26	11

備考

- 1 単位数欄に＃印を付した選択科目から6単位以上を履修すること。ただし、生物生産システムコースの学生については、産業体験実習を含む7単位以上を履修すること。
- 2 1で指定する単位数を超えて履修した単位は、卒業に必要なコース専門科目の選択科目の単位数（応用生命コース及び食料科学コースの学生が産業体験実習を履修した場合は、卒業に必要な自由選択科目の単位数）に含めることができる。
- 3 アントレプレナーシップ演習を履修した単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。

コース専門科目
応用生命コース

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
生化学	2	
生体高分子学		2
微生物学		2
生物物理化学		2
生物有機化学		2
バイオ医薬品生産工学		2
細胞情報学		2
バイオリアクター工学		2
創薬学		2
免疫工学		2
微生物検査科学		2
バイオマス利用学		2
再生医学		2
医用工学		2
分子集合体化学		2
分子生物学		2
酵素化学		2
遺伝子工学		2
応用微生物学Ⅰ		2
物理化学実習	1	
有機化学実習	1	
微生物学実習	1	
生化学実習	1	
バイオマス実習	1	
細胞工学実習	1	
応用生命実習	2	
応用生命演習Ⅰ	1	
応用生命演習Ⅱ	1	
計	12	36

備考

- 1 選択科目から32単位以上を履修すること。32単位を超えて履修した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。
- 2 他コースのコース専門科目の授業科目の履修単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他コースのコース専門科目のうち、食料科学コースの「フードサイエンス」及び授業科目名に実習又は演習を含む授業科目は、履修することができない。

食料科学コース

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
天然物資源化学		2
生物活性物質化学		2
機能食品学		2
食品学Ⅰ		1
食品学Ⅱ		2
代謝生化学		1
分子病態学		2
栄養・口腔生理学		2
基礎生理学		2
食品衛生学Ⅰ		2
食品衛生学Ⅱ		2
食品工学		2
酵素化学		2
遺伝子工学		2
応用微生物学Ⅰ		2
応用微生物学Ⅱ		2
フードサイエンス	2	
分子生物学		2
生物有機化学		2
細胞情報学		2
微生物検査科学		2
食料科学基礎実習	2	

食料科学実習A	2	
食料科学実習B	2	
食料科学実習C	2	
計	10	38

備考

- 1 選択科目から34単位以上を履修すること。34単位を超えて履修した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。
- 2 他コースのコース専門科目の授業科目の履修単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他コースのコース専門科目のうち、授業科目名に実習又は演習を含む授業科目は、履修することができない。

生物生産システムコース

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
植物生理学	2	
生物資源環境学	2	
農業科学総論Ⅰ		2
農業科学総論Ⅱ		2
森林科学		2
動物生産科学		2
水圏生産科学		2
植物生産科学		2
植物病理学		2
森林代謝学		2
応用昆虫学		2
水産資源学		2
植物細胞工学		2
生物多様性学		2
生産環境制御システム論		2
分子生物学		2
畜産加工学		2
地域・生物資源経済学Ⅱ	2	
フードシステム論	2	
食品マーケティング論	2	
アグリビジネス起業論	2	
機能食品学		2
食品工学		2
生物生産システム実習A	1	
生物生産システム実習B	1	
生物生産システム実習C	1	
計	15	34

備考

- 1 選択科目から28単位以上を履修すること。28単位を超えて履修した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。
- 2 他コースのコース専門科目の授業科目の履修単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他コースのコース専門科目のうち、食料科学コースの「フードサイエンス」及び授業科目名に実習又は演習を含む授業科目は、履修することができない。

卒業研究

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数
	必修科目
卒業研究	6

徳島大学生物資源産業学部履修細則

令和3年3月30日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学生物資源産業学部規則（平成27年度規則第102号。以下「規則」という。）第1条第2項の規定に基づき、生物資源産業学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修方法について必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 学生は、規則別表第1及び別表第2に定める授業科目について、次のとおり履修し、単位を修得しなければならない。

(1) 教養教育科目

規則第7条の定めによるほか、入学時に配付する「教養教育履修の手引」及び「生物資源産業学部履修の手引」に従い履修する。

(2) 専門教育科目

規則及びこの細則の定めによるほか、入学時に配付する「生物資源産業学部履修の手引」に従い履修する。

(GPA)

第3条 規則第9条第3項に規定する履修登録単位数の上限緩和の判断のほか、学生の学修意欲の向上及び学生への適切な修学指導に資することを目的に、本学部においてGPA（Grade Point Average）を導入する。

2 GPAについて必要な事項は、別に定める。

(履修登録単位数の上限)

第4条 規則第9条第3項の規定に基づく履修登録単位数の上限及び履修登録単位数の上限を超えて登録することができる場合の認定の基準については、次のとおりとする。

(1) 履修登録単位数の上限は年間48単位（前期24単位、後期24単位）とする。ただし、前年度末の累計GPAが3.0以上の学生については、履修登録単位数の上限を年間56単位（前期28単位、後期28単位）とする。この場合において、GPAは、本学部GPA（本学部で定めるGPAの計算方法）を用いて算出するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、編入学生にあっては、履修単位数の上限を年間56単位（前期28単位、後期28単位）とする。

(3) S I H道場、長期休業中に行う集中講義、高大接続科目、卒業要件単位対象外科目（自由科目等）、認定科目、応用生命科学概論、食料科学概論、生物生産システム概論、アントレプレナーシップ演習及び産業体験実習は、履修登録単位数の上限対象外の科目とする。

(進級要件)

第5条 規則第12条の規定に基づく各年次への進級要件については、次のとおりとする。

(1) 第1年次から第2年次へ進級するためには、第1年次の学年末において、卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目を合計35単位以上修得していること。

(2) 第2年次から第3年次へ進級するためには、第2年次の学年末において、卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目を合計70単位以上修得していること。

(3) 第3年次から第4年次へ進級するためには、第3年次の学年末において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 卒業に必要な教養教育科目を33単位すべて修得していること。

ロ 卒業に必要な専門教育科目を77単位以上修得していること。

ハ 卒業に必要な専門教育科目の実習（産業体験実習を除く。）の単位をすべて修得していること。

ニ 規則第21条第1項に規定する徳島大学語学マイレージ・プログラムにおいて、本学部が定めるマイレージポイントを580以上取得していること。

2 前項の各号に該当しない者を進級させる場合は、本学部教授会において審議のうえ、決定する。

(転コース)

第6条 規則第5条第3項に規定するコース変更の願出があった場合における規則第5条第4項に規定する選考は、本学部教務委員会において実施し、本学部教授会に結果を報告する。

(上級年次科目の履修)

第7条 学生は、在学年次に配当された授業科目を履修するものとする。ただし、教育上必要と認められる場合は、上級年次の科目を履修することが

できる。

2 前項の上級年次科目の履修について必要な事項は、本学部教務委員会が定める。

(既修得単位の認定)

第8条 規則第23条第2号に規定する再入学及び補欠入学並びに規則第24条第4項に規定する転学部を許可した学生にかかる既修得単位の認定における上限は、入学又は在籍させる年次を基に、第5条に規定する進級要件の単位数を参考に決定する。

(定めのない授業科目の取扱い)

第9条 本学部が必要と判断する場合は、規則に定める授業科目以外の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目は、自由科目とし、卒業に必要な単位には含まない。

3 第1項に規定する授業科目について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者及び令和3年度に編入学する者については、この細則の規定にかかわらず、規則の定めによるほか、入学時に配付の「教養教育履修の手引」及び「生物資源産業学部履修の手引」によるものとし、入学後に変更があった事項については、教養教育院及び本学部の指示に従うものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学した者並びに令和7年度及び令和8年度に編入学する者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規

平成28年4月1日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、徳島大学生物資源産業学部規則（以下「規則」という。）第21条第2項の規定に基づき、本学部における徳島大学学則（以下「学則」という。）第35条の2の規定による卒業（以下「早期卒業」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 早期卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うことができる。

- (1) 規則第21条第1項に定める卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、本学部が別に定める要件を満たし、教授会の予備審査及び本審査にて認められること。
- (2) 当該学生が早期卒業を希望していること。

(予備審査)

第3条 早期卒業を希望する学生は、本学部が指定する日までに、別紙様式1（早期卒業希望願書）を所属のコース長に提出するものとする。

- 2 コース長は、前項により提出を受けた場合は該当学生を学部長に報告し、報告を受けた学部長は、教務委員会の議を経て教授会に予備審査を付議するものとする。
- 3 学部長は、前条第1号に規定する別に定める要件を満たさないことが明らかなる場合は、前項に規定する手続を省略し、早期卒業を承認しないことができる。

(本審査及び認定の手続)

第4条 各コース長は、当該コースの学生の早期卒業を行う場合は、前条第2項に規定する予備審査で承認を受けた上で、別紙様式1（早期卒業希望願書）及び別紙様式2（早期卒業申請書）に必要書類を添えて学部長に申請するものとする。

- 2 学部長は、各コース長から前項の申請があったときは、教務委員会の議を経て教授会に本審査を付議するものとする。
- 3 学部長は、教授会において早期卒業が議決されたときは、学則第36条第1項の規定により、学長に早期卒業の認定を申請するものとする。
- 4 前条第3項の規定は、本審査の手続においてこれを準用する。

(付議の時期等)

第5条 早期卒業についての教授会への付議は、予備審査を第3年次の9月に行い、本審査を3月に行うものとする。

(対象外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する学生は、早期卒業を認めない。

- (1) 学則第21条の4第5項の規定による編入学者
- (2) 学則第21条の5の規定による再入学者及び学則第22条の規定による補欠入学者
- (3) 学則第22条の3の規定により本学部にて転学部した者
- (4) 留年した者

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の入学者（徳島大学学則第21条の4第4項の規定により第2年次へ編入する者を除く。）から適用する。

中略

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者は、この内規による改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第6条第2号又は第3号に該当する者を除く。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者については、この内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式1 略

別紙様式2 略

徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する申合せ

令和元年9月27日
生物資源産業学部長制定

(目的)

第1 この申合せは、徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規第2条第1項第1号に規定する要件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業の要件)

第2 早期卒業の認定にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 予備審査時

第3年次前期終了時に次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- イ 卒業に必要な教養教育科目及び第3年次前期までに開講されている専門教育科目における必修科目（第3年次前期開講の集中講義を除く）の単位をすべて修得していること。
- ロ 第3年次前期までに開講されている専門教育科目における選択科目のうち、学科共通科目及び配属コースのコース専門科目に設定されている科目（第3年次前期開講の集中講義を除く）について、履修登録が可能な科目の単位をすべて修得していること。ただし、学科共通科目のうち卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる科目については、除外可能とする。

ハ GPAが4.2以上であること。

ニ 卒業に必要な単位数の4／5以上を修得していること。

ホ 本学部において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）で、マイレージポイントを本学部が定める外国語技能検定（TOEIC又はTOEIC-IP）の区分から730以上取得しているか、予備審査の時点で上記マイレージポイントの取得が可能な申請がなされていること。

(2) 本審査時

第3年次後期終了時に次に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ GPAが4.2以上であること。

ロ 卒業研究以外の卒業に必要な単位をすべて修得していること。

ハ 第3年次後期までに開講されている専門教育科目における選択科目のうち、学科共通科目及び配属コースのコース専門科目に設定されている科目について、履修登録が可能な科目の単位をすべて修得していること。ただし、学科共通科目のうち卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる科目については、除外可能とする。

ニ 専門教育科目の選択科目において、卒業に必要な単位数より16単位以上を超過して修得していること（本号ハの要件を満たしていることを前提に、選択科目の超過分16単位以上をもって、卒業研究6単位の置き換える）。

ホ マイレージ・プログラムで、マイレージポイントを本学部が定める外国語技能検定（TOEIC又はTOEIC-IP）の区分から730以上取得していること。

附 則

- 1 この申合せは、令和元年9月27日から施行し、平成28年度の入学者から適用する。
- 2 早期卒業要件（学則第35条の2の規定による卒業）（平成28年3月22日生物資源産業学部設置準備委員会決定）は、この申合せの施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者は、この申合せによる改正後の第2項及び別紙の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者は、この申合せによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者は、この申合せによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

徳島大学生物資源産業学部学生その他学部の授業科目履修に関する実施細則

平成28年4月1日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学生物資源産業学部規則第10条の規定に基づき、生物資源産業学部学生が本学の他学部の授業科目を授業科目として履修する際に必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 生物資源産業学部学生は、4単位を超えない範囲で他学部に属する専門教育科目を履修することができる。

(受講の願出)

第3条 生物資源産業学部学生で、他学部の授業科目を履修しようとする者は、別紙様式1の「他学部授業科目履修願」を前・後期それぞれの授業開始日から1週間以内に、所属するコース教務委員の承認を経て、生物資源産業学部学務係に提出しなければならない。

(授業担当教員との事前許可)

第4条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、事前に授業担当教員の許可を得ていなければならない。

(受講の承認及び許可)

第5条 第3条に規定する別紙様式1により願出のあった授業科目については、生物資源産業学部教務委員会においてその必要性を考慮の上、受講を承認するものとする。
2 前項の委員会において、別紙様式1により受講を願い出て、受講許可と承認された者については、生物資源産業学部長が当該授業科目を開設している学部長と協議の上、受講を許可するものとする。

(受講の中断)

第6条 前条の許可を得た授業科目については、正当な理由がなければ受講を中断することはできない。

(履修報告)

第7条 他学部の授業科目を履修した者は、別紙様式2の「他学部授業科目履修報告書」に単位修得証明書を添付して、速やかに生物資源産業学部学務係に提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 本実施細則により履修した他学部の科目は自由科目とし、卒業に必要な単位には含めない。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月17日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式1, 2 略

徳島大学生物資源産業学部における留学に関する申合せ

平成28年4月1日
生物資源産業学部長制定

この申合せは、国際交流の円滑な実施と教育内容の充実を図るため、徳島大学生物資源産業学部規則第14条の規定に基づき、徳島大学生物資源産業学部（以下「本学部」という。）の学生が留学する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 留学を志願することができる本学部の学生は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀で、心身ともに健全な者
- (2) 外国の大学で学修するのに十分な語学力を有する者。英語圏に留学する者は、TOEFLの試験等を受け、相当の成績を修めていることが望ましい。
- (3) 留学に要する経費について、学生が自己負担できるか、日本国政府が支弁する奨学金その他の手段（財団・外国政府等の奨学金）により経済的な条件が整っていること。

2 留学を志願する学生は、所属コース長の承認を得た上で、外国留学願（別紙様式1）に健康診断書（キャンパスライフ健康支援センターが発行する定期健康診断結果を含む。）を添えて提出しなければならない。ただし、短期留学（留学期間が90日未満のものに限る。）の場合は、健康診断書の提出を免除できるものとする。

3 留学の決定については、教務委員会で審査の上、教授会で決定する。

4 留学先での宿舍その他の福利厚生に関しては、留学先大学との協議により便宜を図るものとする。

5 留学する学生は、病気、災害等に備えるため、健康保険、傷害保険等を掛けるものとし、その費用は自己負担とする。

6 留学先での単位の認定を希望する学生は、帰国後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学単位認定申請書（別紙様式2）
- (2) 留学先大学発行の成績証明書（成績評価・評価基準が記載されているもの）
- (3) 授業概要（授業内容、履修期間及び授業時間数が記載されているもの）

7 前項により申請のあった授業科目の単位は、次のとおり取り扱う。

- (1) 本学部で既に開設している授業科目と内容が同じである場合は、当該授業科目を履修したものとして認定する。
- (2) 本学部で既に開設している授業科目と内容が異なる場合は、修得してきた単位の授業科目をもって選択科目の単位を履修したものとして認定する。

8 第6項により申請のあった授業科目の単位は、教務委員会の議を経て、教授会が認定する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和5年1月12日から施行する。

別紙様式1, 2 略

徳島大学生物資源産業学部における 授業回数及び補講方法について

- 1 徳島大学生物資源産業学部における授業回数（試験は含まない。）は、徳島大学学則第30条及び徳島大学生物資源産業学部規則第11条の規定に基づき、15回を確保するものとする。
- 2 毎年度の初めにおいてあらかじめ15回の授業が確保できない授業科目があるとき及び気象警報発令により授業休講となった授業科目があるときは、次の方法により不足の授業回数を補うものとする。
 - (1) 当該授業科目の時間割に割り当てられている学期中に、時間割の空いているコマに不足の回数分を割り振るものとする。
 - (2) 前号の方法でも授業回数を確保できない場合は、当該学期中の指定した土曜日若しくは夏季休業又は冬期休業に特別の時間割を作成して行うものとする。
- 3 非常勤講師の授業で、当初予定の時間に満たないことが判明したときは、前項の方法により補うものとする。
- 4 前2項の時間割の計画は、各コースの教務委員会委員が授業担当教員及び学務係と調整の上、作成するものとする。
- 5 第2項第1号の方法により不足の授業を補う場合は、教務委員会の議を経て実施するものとし、第2項第2号による場合は、教務委員会及び教授会の議を経て実施するものとする。
- 6 授業担当教員のやむを得ない事情により授業回数に不足が生じる場合は、授業担当教員の判断により適宜補講を行うものとする。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

専門教育科目の追試験・再試験に関する 申合せ

令和3年11月11日
生物資源産業学部長制定

この申合せは、徳島大学生物資源産業学部規則（平成27年度規則第102号。）第20条の規定に基づき、生物資源産業学部専門教育科目の追試験及び再試験に関し、必要な事項を定めるものとする。

（追試験）

- 1 次の各号に掲げる理由により定期試験が受けられなかった者は、追試験を願い出ることができる。
 - (1) 本人の責に帰し得ない理由
 - (2) 負傷・疾病
- 2 追試験を受験しようとする者は、原則として、定期試験実施日から1週間以内に学務係に願い出ることとする。ただし、1週間後の同日が休業日である場合は、休業日明けの最初の平日までに願い出ることとする。
- 3 願出にあたっては、別紙「追試験願」及び第1項各号に規定する理由を証明する「証明書」（医師の診断書等）を学務係に提出することとする。
- 4 追試験は、授業担当教員が許可することとする。
- 5 追試験の受験を許可された者は、必ず受験しなければならない。
- 6 追試験の成績は、1科目につき100点満点とする。

（再試験）

- 7 定期試験の成績が「不」（不合格のうち再試験可能なもの）であった者に対しては、再試験を実施することとする。
- 8 再試験を受験する者は、授業担当教員の指示に従い、受験することとする。
- 9 再試験に合格した者の成績は、1科目につき60点とする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

専門教育科目の定期試験等の成績通知に関する申合せ

令和3年11月11日
生物資源産業学部学部長制定

この申合せは、生物資源産業学部専門教育科目の定期試験、追試験及び再試験の成績通知の時期を定めるものとする。

- 1 定期試験の成績は、原則として、前期は定期試験期間終了後3週間以内、後期は定期試験期間終了後2週間以内に通知する。また、前期の9月に実施される集中講義等の成績は、学期内に通知する。ただし、最終学年については、この限りではない。
- 2 追試験及び再試験の成績は、原則として、前期は定期試験期間終了後5週間以内、後期は定期試験期間終了後4週間以内に通知する。ただし、最終学年については、この限りではない。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

専門教育科目の成績評価等に疑義がある場合の申立てに関する申合せ

令和3年11月11日
生物資源産業学部教務委員会制定

この申合せは、生物資源産業学部専門教育科目の成績評価等（以下「成績評価等」という。）に疑義がある場合の申立て方法及び期限について定めるものとする。

（受付）

- 1 学生は、成績評価等に疑義がある場合は、生物資源産業学部事務課学務係（以下「学務係」という。）に申し出ることができる。

（訂正）

- 2 授業担当教員は、前項の申し出があったときは、成績評価等の根拠となった資料及び学生の成績簿の確認を行い、成績評価等にミス等がある場合は、成績記入用紙（追加・訂正）を学務係へ提出するものとする。

（疑義申立て）

- 3 前2項により解決しない場合、学生は、成績評価等についての疑義申立書（以下「疑義申立書」という。）を、学務係を通じて所属するコースの教務委員（以下「教務委員」という。）に提出し、教務委員が相談と調停を行う。ただし、次の各号に該当する場合は、教務委員長がこれを行うものとする。

- (1) 疑義申立てに係る授業科目の担当教員が教務委員である場合
- (2) 疑義申立てに係る授業科目の担当教員が他学部の教員又は非常勤講師である場合
- (3) 疑義申立てに係る授業科目がオムニバス科目である場合（教務委員長による調停）

- 4 前項の調停により解決しない場合は、疑義申立書を基に教務委員から経緯等の説明を受けた上で、教務委員長が再度相談と調停を行うものとする。ただし、前項ただし書の規定により、すでに教務委員長がこれを行った場合は、再度の相談と調停は行わないものとする。

（期限）

- 5 成績評価等の疑義申立ての期限は、当該科目の成績評価等がなされた学期の末日までとし、その日が土日等休日の場合は、その直前の平日を末日とする。ただし、当該年度に卒業予定である学生が疑義申立てを行う場合の期限は、卒業前月の末日とする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年6月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和6年10月21日から実施する。

生物資源産業学部における担任制に関する申合せ

令和3年10月14日
生物資源産業学部長制定

- (趣旨)
- この申合せは、生物資源産業学部において設ける担任制に関し必要な事項を定めるものとする。
 - (担任制の目的)
 - 担任制は、担任教員（以下「担任」という。）及び副担任教員（以下「副担任」という。）が、学修、生活及び進路等について助言・指導等を行うことにより、学生が支障なく大学生活を送るためのサポート体制を整備することを目的とする。
 - (担任及び副担任の定義)
 - 担任とは、一定数の学生を長期にわたって担当し、当該学生に対して、主として第2項に掲げる助言・指導等を行う教員を指す。
 - 副担任とは、担任を補佐して助言・指導等を行う教員を指す。
 - 担任及び副担任は、原則として毎年度4月1日現在の教授、准教授及び講師が担当する。
 - (担任及び副担任の設定)
 - 担任及び副担任は、1～3年次学生に対して配置する。
 - 在学生数（留年学生を除く。）を第5項に規定する担当教員の数で均等割りした数を1クラスの人数とし、1クラスにつき担任及び副担任を1名ずつ配置する。
 - 担任及び副担任の組合せは、それぞれ異なるものとなるよう設定する。
 - 講師が担任の場合は、原則として、教授が副担任を担当する。
 - 1年次については、担任と副担任は可能な限り同じコースの教員の組合せで設定する。留年学生については、教務委員長を担任、教務副委員長を副担任とする。
 - 2年次及び3年次（指導教員が決定している場合を除く。）については、学生が所属するコースの教員から担任と副担任を設定する。留年学生（指導教員が決定している者を除く。）については、コース長を担任、コース教務委員を副担任とする。
 - 指導教員が決定した学生に対しては、指導教員が担任及び副担任の業務を行う。
 - (担任及び副担任の業務)
 - 担任及び副担任は、互いに協力の下、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 履修指導
教務システムから学生の履修状況、出席状況及び成績取得状況を把握し、指導する。
 - 面談
年に2回の定期的面談及び必要に応じた面談を行う。学生の出席や成績の状況に留意し、修学に支障のある学生（欠席の多い者又は成績不振者等）について早期に認識し、助言・指導等を行う。また、学生の様子に気を配り、生活に乱れがないか把握する。
 - 各種手続きへの対応
学生の休学及び退学等の相談に応じ、各種手続きに必要な書類の作成に対応する。
 - 関係委員等との連携
学生に問題が発生した場合は、一人で処理せず、速やかに教務委員、学生委員及びコース長等と連携し問題に対処する。必要に応じてキャンパスライフ健康支援センター保健管理部門、総合相談部門、アクセシビリティ支援室、専門家等との連絡及び連携を行う。
 - (その他)
 - 留年決定時には、窓口の教員を次の各号に掲げるとおり設定し、保証人宛てに送付する留年通知に明記する。
 - 1年次学生は、次年度の教務委員長
 - 2年次及び研究室未配属の3年次学生は、次年度のコース長
 - 研究室配属済みの3年次学生は、指導教員
 - 教員の転出及び休職等で担任又は副担任の変更が必要となった場合は、速やかに各コース長から学務係へ連絡する。
 - 不測の事態が生じた場合は、その都度対応する。
 - 面談の記録については、本学部で定める標準保存期間基準に則り保存する。

附 則

この申合せは、令和3年10月14日から実施する。ただし、第10項前段の規定については、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和6年2月6日から実施する。

気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等に関する申合せ

平成11年5月21日
大学教育委員会制定

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置等は、次のとおりとする。

- 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報」、「大雨警報」、「大雪警報」、「洪水警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下「特別警報」という。）が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長（教養教育にあつては教養教育院長）、大学院にあつては各研究科長が措置を決定する。
- 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 第1項から第4項までの措置により、授業が休講とならなかった場合でも、居住地域や通学経路等に気象警報や避難指示等が発表又は発令される等、安全確保の観点から授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等によりやむをえず欠席した場合は、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。
- この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

中略

附 則

この申合せは、令和5年12月20日から実施する。

徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成 25 年 7 月 17 日
大学教育委員会承認

- この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。
そのため、学生への制度の周知に際して、2(1)～(10)の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。
- 徳島大学学則第 23 条及び徳島大学大学院学則第 23 条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2 月以上就学できない者について休学を許可するものとする。
 - 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - 学資の支弁が困難な場合（理由書）
 - 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
 - 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
 - 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
 - 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
 - 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
 - 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第 18 条第 3 項第 8 号に該当する者が、大学院医学研究科の博士課程に入学するとき
 - 薬学部の学生であって、徳島大学大学院学則第 18 条第 3 項第 8 号に該当する者が、大学院薬学研究科の博士課程に入学するとき。
 - その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）
- 2(13)に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。
- 入学前の休学手続きによる 4 月 1 日又は 10 月 1 日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。
 - 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
 - 学部又は研究科の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）
- 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。
- 休学の許可は、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。
- 2 の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。

附 則

- この申合せは、平成 25 年 7 月 17 日から実施する。
- この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。

附 則

この申合せは、平成 25 年 11 月 20 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

令和 2 年 2 月 21 日
学長制定

（趣旨）

第 1 条 この要項は、徳島大学学生懲戒規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（不正行為の定義）

第 2 条 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

（1）試験における不正行為

イ カンニング（カンニングペーパー、ＩＴ機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。

ロ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。

ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ＩＣレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。

ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。

ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。

ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

（2）レポート、小テスト等における不正行為

イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。

ロ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。
（不正行為の未然防止）

第 3 条 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

（不正行為に対する措置）

第 4 条 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。

（不正行為に関する調査）

第 5 条 学部長は、前条第 2 項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

（不正行為に準ずる行為）

第 6 条 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前 2 条の措置等を行うことがある。

（その他）

第 7 条 この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各局局において別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 2 月 21 日から実施する。

徳島大学生物資源産業学部学友会会則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学生物資源産業学部学友会と称し、事務所を徳島大学生物資源産業学部（以下、「本学部」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の自治活動を通じて、健全な学風の樹立、学生生活の向上及び将来における社会参加への準備を図るとともに、会員相互の親睦に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、正会員（本学部学生及び生物資源学専攻学生）及び特別会員（本学部教職員、及び本学部教員を指導教員とする創成科学専攻学生）で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生が自治的に行う行事の企画及び実行（学生交流会）
- (2) 学生のサークルに対する補助
- (3) 螺旋連の活動に対する補助
- (4) 卒業及び修了祝賀会に対する補助
- (5) その他本会が必要と認めた事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計幹事 | 1名 |
| (4) 学生委員長 | 1名 |
| (5) 学生副委員長 | 2名 |
| (6) 監事 | 1名 |
| (7) 幹事 | 若干名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、学部長をもって充てる。
 - (2) 副会長は、生物資源産業学部学生委員会委員長をもって充てる。
 - (3) 会計幹事は、学務係長をもって充てる。
 - (4) 学生委員長、学生副委員長及び監事は、各コース（1年次については学科）から選出された学友会代議員（以下「代議員」という。）の中から代議員の互選により選出する。
 - (5) 幹事は、代議員の中から学生委員長が委嘱する。
- 2 代議員の人数等については、別に定める。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計幹事は、会費の徴収・管理その他会計に関する事務を行う。
- (4) 学生委員長は、正会員の代表として本会の事業を総括する。
- (5) 学生副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち1名がその職務を代行する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 幹事は、会務を処理する。

(役員の任期)

第8条 第5条第4号から7号の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、次期役員が選出されるまでの間は、引き続きその任にあたるものとする。

2 前項の役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会に代議員で組織する代議員会を置く。

- 2 学生委員長は、代議員会を召集し、その議長となる。
- 3 代議員会の議事は、構成員の過半数の賛成によって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議決にあたっては、あらかじめ作成された原案に対する委任状を認める。
- 5 学生委員長は、代議員会を開催した場合は、議決した事項等について会長に報告し、その承認を受けなければならない。

(審議事項)

第10条 代議員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施計画及び予算決算に関すること。
- (2) 第5条第4号から第7号までの役員の選出に関すること。
- (3) その他本会の事業等に関すること。

(会費等)

第11条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。

- 2 正会員の会費は、年額1,500円とする。
- 3 正会員は、会費を入学時に一括前納するものとする。
- 4 既納の会費は、原則として返還しない。

(会計経理)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、代議員会の審議を経て会長が決定する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

付 録

生物資源産業学部教員の一覧 (50 音順)

令和7年4月1日現在

応用生命コース

教 授	浅 田 元 子	機械棟 7 階	719	Tel : 088-656-9071	内線 : 4992
教 授	宇 都 義 浩	機械棟 8 階	821	Tel : 088-656-7514	内線 : 4906
教 授	田 端 厚 之	化学・生物棟 7 階	707	Tel : 088-656-7525	内線 : 4914
教 授	松 木 均	化学・生物棟 6 階	607	Tel : 088-656-7513	内線 : 4900
教 授	山 本 圭	化学・生物棟 8 階	820	Tel : 088-656-9916	内線 : 4973
准教授	鬼 塚 正 義	機械棟 8 階	813	Tel : 088-656-7408	内線 : 4913
准教授	岸 本 幸 治	機械棟 8 階	817	Tel : 088-656-5206	内線 : 5206
准教授	後 藤 優 樹	化学・生物棟 6 階	601	Tel : 088-656-7515	内線 : 4902
准教授	白 井 昭 博	機械棟 8 階	814	Tel : 088-656-7519	内線 : 4915
准教授	玉 井 伸 岳	化学・生物棟 6 階	604	Tel : 088-656-7520	内線 : 4901
准教授	友 安 俊 文	化学・生物棟 7 階	708	Tel : 088-656-9213	内線 : 4923
准教授	山 田 久 嗣	機械棟 8 階	820	Tel : 088-656-7522	内線 : 4907
助 教	篠 原 侑 成	機械棟 8 階	819	Tel : 088-656-7517	内線 : 4908

食料科学コース

教 授	櫻 元 廣 文	総合科学部 3 号館 3 階	3N07	Tel : 088-656-7268	内線 : 2437
教 授	櫻 谷 英 治	化学・生物棟 8 階	803	Tel : 088-656-7528	内線 : 4932
教 授	田 井 章 博	化学・生物棟 7 階	710	Tel : 088-656-7526	内線 : 4927
教 授	田 中 保	総合科学部 3 号館 3 階	3N06	Tel : 088-656-7256	内線 : 2411
准教授	赤 松 徹 也	総合科学部 1 号館 1 階	1M15	Tel : 088-656-9918	内線 : 4975
准教授	川 上 竜 巳	総合科学部 3 号館 3 階	3N08	Tel : 088-656-7247	内線 : 3660
准教授	佐々木 千 鶴	総合科学部 1 号館 1 階	1M13	Tel : 088-656-7532	内線 : 4940
准教授	向 井 理 恵	化学・生物棟 8 階	822	Tel : 088-656-9917	内線 : 4974
講 師	栗飯原 睦 美	総合科学部 3 号館 3 階	3N05	Tel : 088-656-5201	内線 : 5201
講 師	阪 本 鷹 行	化学・生物棟 8 階	801	Tel : 088-656-4936	内線 : 4936
講 師	林 順 司	総合科学部 1 号館 1 階	1M16	Tel : 088-656-7332	内線 : 5203
助 教	古 賀 武 尊	化学・生物棟 7 階	711	Tel : 088-656-7523	内線 : 4929

生物生産システムコース

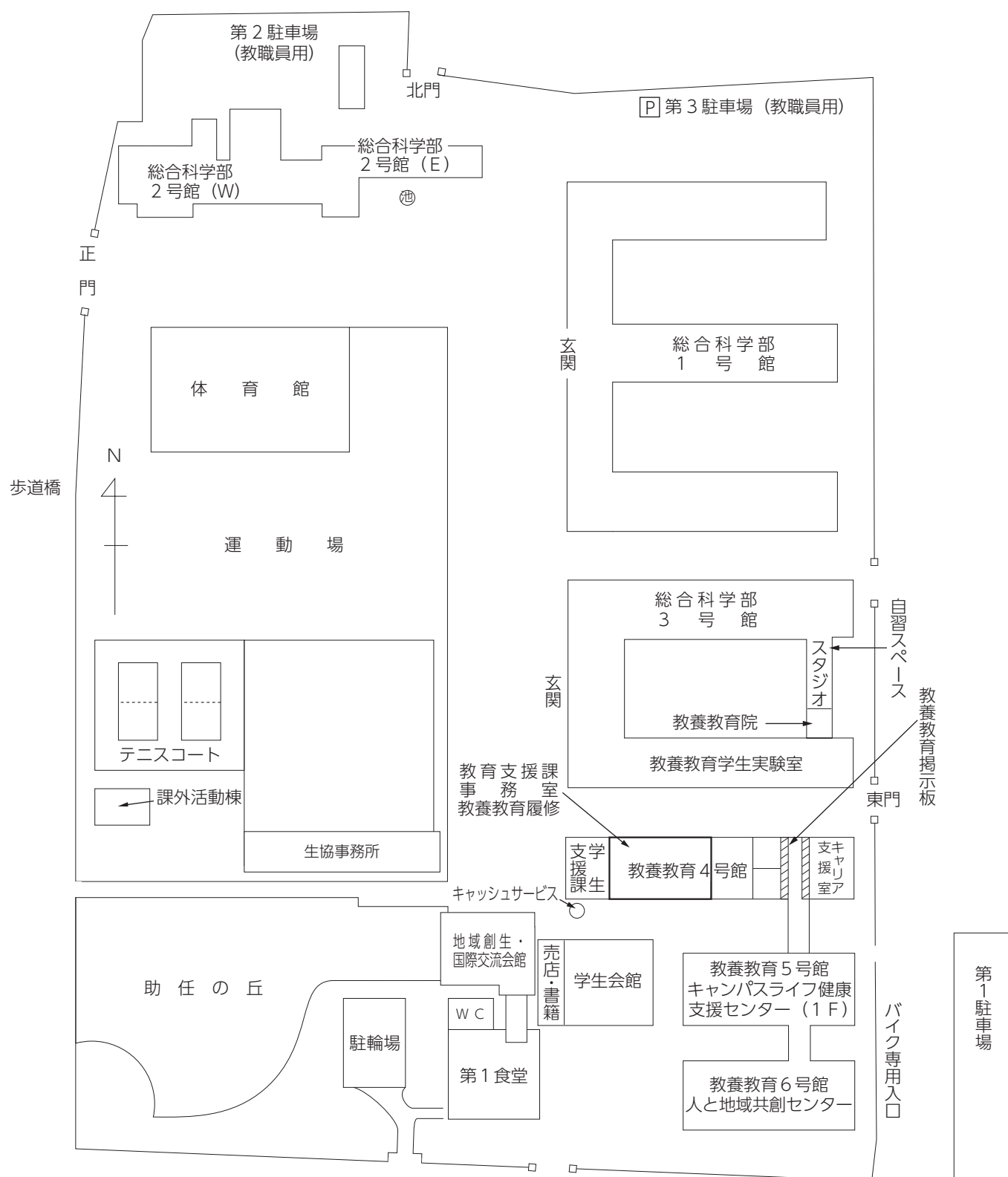
教 授	刑 部 敬 史	藤井節郎記念医科学センター 3 階		Tel : 088-634-6418	内線 : 7918
教 授	谷 原 史 倫	農場 教育研究棟 1・2 階		Tel : 088-661-6495	内線 : 2020
教 授	中 澤 慶 久	ベンチャービジネス育成研究室 4 階		Tel : 088-656-9913	内線 : 5205
教 授	服 部 武 文	とくしまイノベーションセンター		Tel : 0884-49-1102	
教 授	三 戸 太 郎	農場 教育研究棟 2・1 階		Tel : 088-635-3012	内線 : 2055
教 授	森 松 文 毅	農場 教育研究棟 1・1 階		Tel : 088-635-8406	内線 : 2042
准教授	岡 直 宏	水圏教育研究センター		Tel : 088-683-7027	
准教授	佐 藤 征 弥	総合科学部 3 号館 3 階	3N03	Tel : 088-656-7222	内線 : 3630
准教授	橋 本 直 史	総合科学部 1 号館 3 階	3M06	Tel : 088-656-5204	内線 : 5204
准教授	平 田 真 樹	農場 教育研究棟 4・2 階		Tel : 088-635-8405	内線 : 2037
准教授	宮 脇 克 行	農場 教育研究棟 4・2 階		Tel : 088-635-3010	内線 : 2056
准教授	山 城 考	総合科学部 1 号館 1 階	1M20	Tel : 088-656-7257	内線 : 2412
准教授	山 田 晃 嗣	総合研究実験棟 2 階	205	Tel : 088-656-9310	内線 : 4422
准教授	山 村 正 臣	とくしまイノベーションセンター		Tel : 0884-49-1103	
講 師	石 丸 善 康	ベンチャービジネス育成研究室 4 階		Tel : 088-656-7530	内線 : 4934
講 師	松 田 春 菜	水圏教育研究センター		Tel : 088-683-7027	
講 師	和 田 直 樹	藤井節郎記念医科学センター 4 階		Tel : 088-633-7902	内線 : 7906
講 師	渡 邊 崇 人	農場 教育研究棟 2・2 階		Tel : 088-635-3011	内線 : 2057

※なお、常三島・蔵本・石井地区間の学内通話は次のとおりである。
 常三島地区へは「82-内線番号」
 蔵本地区へは「83-内線番号」
 石井地区へは「87-内線番号」

生物資源産業学部教員のメールアドレス等連絡先は、「オフィスアワー一覧表」でも確認できます。
 生物資源産業学部 HP トップページ (<https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/>) →キャンパスライフ→オフィスアワー

常三島地区講義室配置図

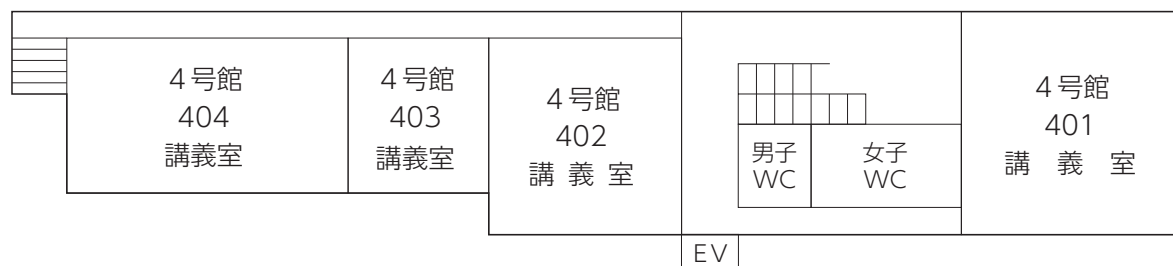
総合科学部（教養教育棟を含む）建物配置図



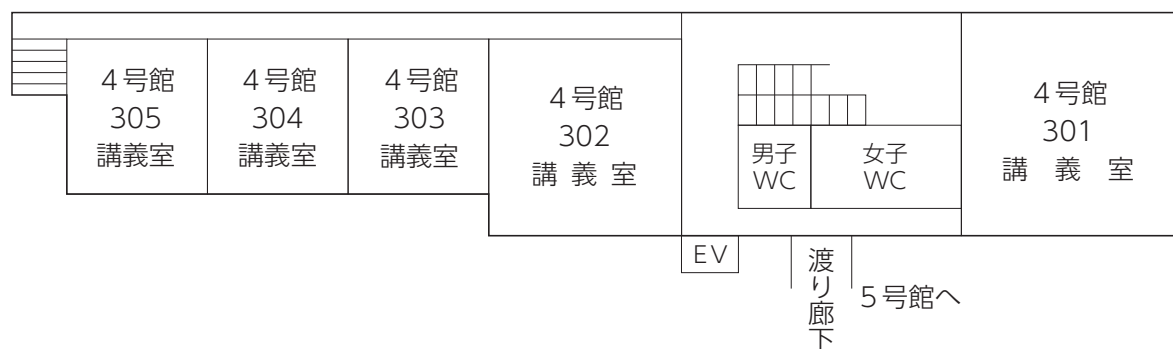
教養教育 4号館

教養教育講義室と教養教育の窓口、キャリア支援室などがあります。

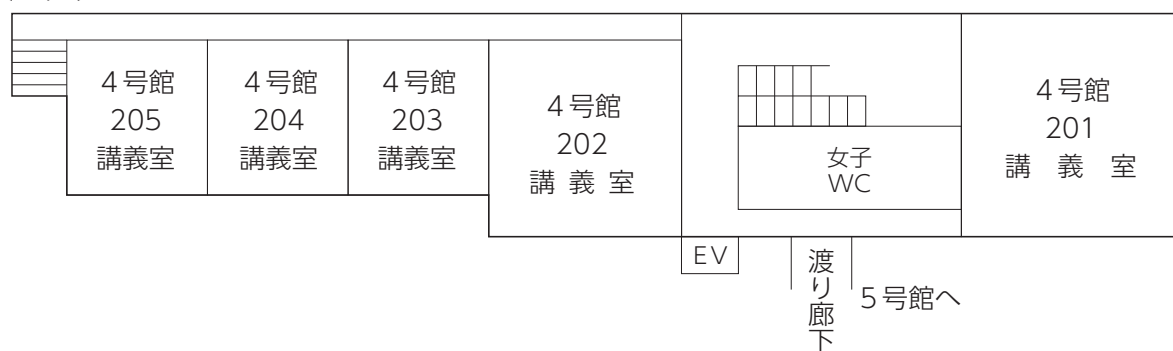
〔4階〕



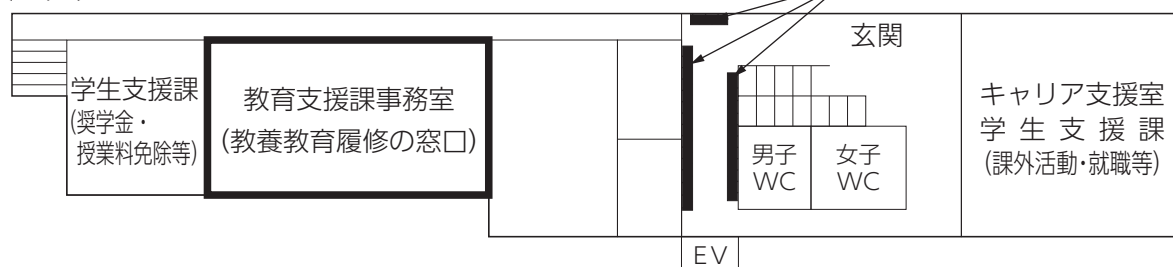
〔3階〕



〔2階〕



〔1階〕



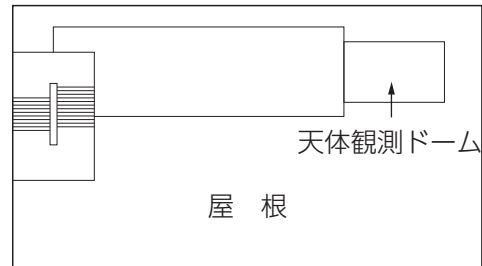
教養教育5号館

教養教育講義室とキャンパスライフ健康支援センターがあります。

〔4階〕



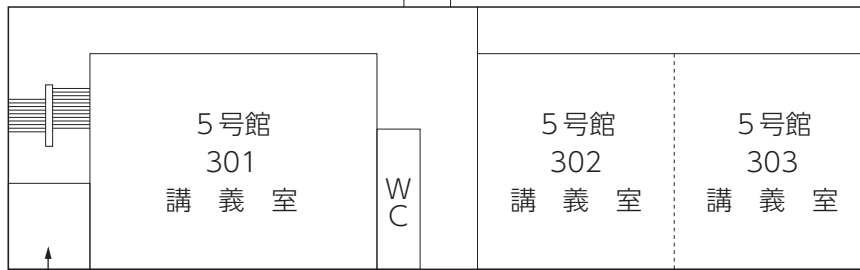
〔屋階〕



4号館へ

渡り廊下

〔3階〕



ミーティングルーム

4号館へ

渡り廊下

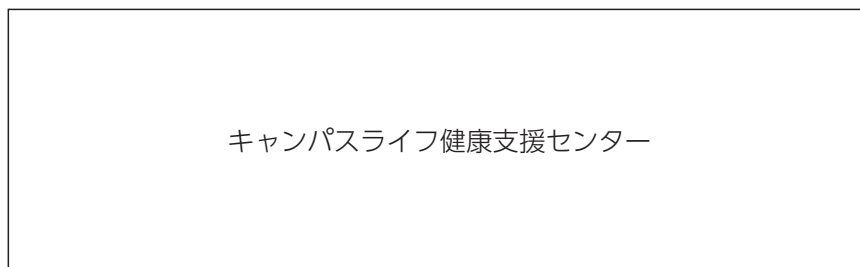
〔2階〕



渡り廊下

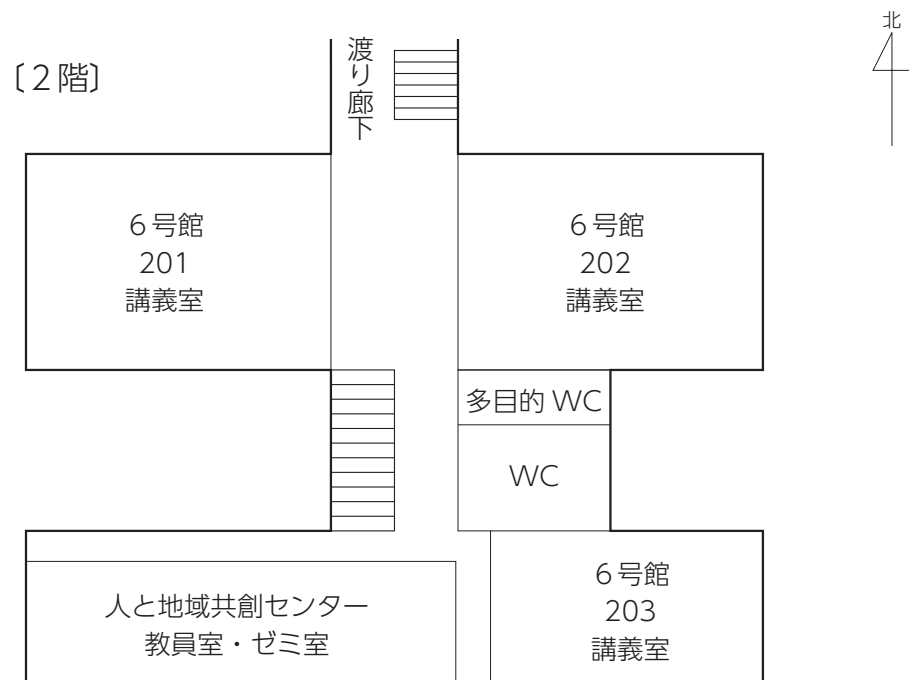
6号館へ

〔1階〕



教養教育 6号館

教養教育講義室と人と地域共創センター教員室があります。



理工学部

オートバイ・自転車専用出入口

オートバイ専用出入口

... AED設置場所
(自動体外式除細動器:
Automated External Defibrillator)

